

参議院農林水産委員会會議録第十二号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)

午前十時二十四分開会

委員の異動

三月二十六日

神沢 淨君

補欠選任

中村 波男君

三月二十七日

神沢 淨君

補欠選任

高橋雄之助君

田中 茂雄君

片山 正英君

中村 波男君

三月二十八日

神沢 淨君

佐藤 隆君

堀出 啓典君

補欠選任

高田 浩運君

山田 徹一君

出席者は左のとおり。

委員長

初村瀧一郎君

理事

梶木 又三君

高橋雄之助君

鶴岡 哲夫君

堀出 啓典君

委員

河口 陽一君

佐藤 隆君

田口長治郎君

棚辺 四郎君

温水 三郎君

平泉 涉君

堀本 宜実君

神沢 淨君

国務大臣

塚田 大願君

政府委員

農林 大臣

倉石 忠雄君

農林政務次官

山本茂一郎君

林野庁長官

福田 省一君

林野庁林政部長

平松甲子雄君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

宮出 秀雄君

行政管理庁行政

吉村 友佑君

管理局管理官

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

あつて、しかも、これは昭和三十六年の二月に常勤職員防止に関する閣議決定が行なわれております。閣議決定行なわれておるわけですよ。そういう関係で見ました場合に、一体この常用作業員は非常勤職員なのかどうかというところをお尋ねしたいわけですよ。これは林野庁長官に伺うのがいいのか、あるいは人事院なりその他の出席願つて聞いたほうがいいのか、ちょっとわかりませんが、長年の問題ですから御存じだろうと思つて、そこでもう一つ注釈を加えたいんですが、常用作業員というのはこれは林野庁で定義を明らかにしていらつしやるわけですよ。過去一年引き続いて勤務をし、これからも引き続き勤務をする必要がある者、転勤の可能な者、そして林野の国有林野にいろいろ遂行上の基幹要員である、こういう定義があるわけですよ。

そうしますとですね、これは一体非常勤職員なのか、日々雇用の補助的な、臨時的な補助的な仕事をしているということになるのかどうか。非常勤職員というものはそういうものなんですか。たとえば総理府の庭の手入れをする人があつたとして、それは非常勤職員ですよ。日々雇用であつて、しかもこれは補助的なそして臨時的な仕事をするわけですからね。ですけれど、林野の場合にあっては、これは林野庁にあっては、そうじゃないでしよう。造林をするにしても、木を切るにしても、何をやるにしても、これは林野の国有林野事業遂行上これは基幹要員ですよ。決して臨時的な、あるいは補助的な、しかもこの点でもう一つ私はさつき言ったように、昭和三十六年の二月の閣議決定、常勤化防止の閣議決定が行なわれておるんですよ。ですから、私が説明したようなことになるんですよ。要するに、いまの国家公務員の中で常用作業員という形に類するものは林野庁しかない、林野庁しかないですよ。ですから、これはたいへん私は、奇妙な、いま公務員の分類から言うと非常に奇妙なものになつてゐると思つて、そこでまあ昭和四十六年ですね、四十六年の四月ですか、政府統一見解というよう

な妙なものが出たんだと思つて、あれ見ますとですね、これは非常勤職員だというふうに全然言つていないですよ。これはできないですよ。あとで統一見解をもう一ぺん問題にしますけれどもね。ですから、まあ林野庁長官にお尋ねすれば、まあ統一見解のごときでございます、という答弁だろうと思つた。まあよく答弁をしたようなもんだけれど、これで、どうですか林野庁長官、そういう答弁ですか。それはそれでまいたいいですよ。

○政府委員(福田省一君) 定員外にいま位置づけられております、先生御指摘の常用作業員約一万六千名あるわけでございますが、これは一応法のもとでは日々雇用される非常勤職員であるということになっておるわけでございます。ただ先生御指摘のように、この一万六千名の常用作業員というものは、実際問題として、国有林におきまして伐採事業あるいは造林事業に主として従事しておるわけでございますけれども、実態としては先生御承知のとおり、二カ月ごとに更新されまして、そして継続して毎年出ておるという、そういう実態の非常勤の作業員であるわけでございます。最近の統計を見ますと、この中で十年以上勤務しております者は六千二百二十二人おりまして、約三七％を占めておる。そういう長期に勤務しているというそういう実態でございます。平均の勤務年数は九・三年となつておるのでございます。そういう点は非常に定員内の常勤職員と類似しているということがまあ実態であると思つて、で、これと同じような仕事をしておる定員内の職員も実は相当数あるのでございます。機械作業その他いわゆる技能職に分類されております定員内職員が、やはり似たようなものが約五千八百人くらいおるわけでございます。そしてそれらの人が、定員内の職員と定員外のいま申し上げたような作業員とが現場におきまして組で同一の、たとえば集材作業であるとかいうふうなことを実施しておるというところに一つの問題があるわけでございます。

いま先生御指摘のように、四十六年に政府の統一見解が出まして、非常にその実態が似てゐるの問題があるが、これについてはいろいろその制度に関連する問題でもあるので、慎重に検討してまいりたいという統一見解が出てゐるわけでございます。林野庁におきましても関係する政府、まあ労働省、大蔵省、行政管理局、人事院その他いろいろ関係する面がございますので、あの統一見解が出ましたからたびたび私の方から打ち合わせをお願いしておるところでございます。そういう職員でございますので、この定員内にそのまま直ちに繰り入れるということとは非常にむづかしい問題でございます。先ほど先生御指摘ございましたように、三十六年の閣議決定の線もありましたので、ただ、この中心になつて仕事をしておるこういう常用作業員の処遇につきましまして、制度改正を含めまして私たちもいま現在林政審議会の労働小委員会においても御検討願つておりますが、できるだけ早く林野庁として一つの案を持ちまして、いま申し上げた関係各省にお願ひをし、この結論を早期に出していただきたいというふうに考へて努力してゐる段階でございます。

○鶴岡哲夫君 いま長官から答弁がありましたように、この常用作業員が二カ月更新と言ひながら、一年間継続をし、そして平均して九・三年という、これはもうたいへんなもんですね、九年つとめてゐる。しかもいまの定員内の中に、常勤作業員と同じようなという、全く同じ仕事をしている者が約五千名おるといふ話ですが、同じものですよ、常用作業員というものとそれから定員内に入つてゐる五千名というものは同じものだ。違つたものじゃ全然ない。長官のおっしゃるとおり同じものです。そこで私は、去年の六月にも指摘しましたように、これは当時の林野庁長官は重大な誤りですよ。だからこういうことになつた。同じものが一方は定員内、一方は常用作業員であるという事態になつたのは当時の林野庁長官、昭和三十五

年、六年、七年当時の林野庁長官、これの失敗ではなくて誤り、私はそう考へておる、誤りである。誤りを直せばいいんだけれども、しかし長官もおっしゃる通りに、三十七年一月に定員化は終わったという宣言を政府は行なつた。それまでに入れたらと言つてはくは一生懸命やつたのですけれど、林野庁は何かそれを持つておつたような感じがほくほくしておつたんです。当時の長官じゃないですが、そのときの長官は、まあ終わつたと、こう宣言されちゃつてゐるわけですから、なかなかこれはむづかしい問題になつちやつたんです。誤りであるということをおはつきり指摘しておく。はつきりしてゐる、証拠は。同じものが定員内におつて、一方は常勤作業員であるんですから、これは常勤職員というのは政府の統一見解があるといふ長官はおっしゃつたけれども、あのときの統一見解というのは妙ちきりんなやつだけれども、妙ちきりんなものだけれども、衆知を集めてあれを考へてみたところが、もうそういうふうな解釈せざるを得ないということになつたのです。

そこで、私はこういうふうに思つてゐるのですけれども、この三十六年の二月に出た常勤化防止の閣議決定があるのです。これから常勤化を防止するという閣議決定があるでしよう。それとの関係でいつたらいまある常用作業員というのは一体どういふものなのか。常勤化ですよ、常勤ですよ。常勤化はこれから防止しますというところで閣議決定行なわれてゐる。三十六年に言つたんだ。その関係でいつたら、この常用作業員は私は完全に宙に浮いてしまつた。この常用作業員は私はです。ですが、この論議をあまりやりますと問題をこじらしますから、この問題はひとつせつかく統一見解というところまで政府の考へというものは進んでおりますから、これ以上これはやりませんですけれども、私はそう考へてゐるのです。たいへん重要な問題だと、こう思つておりますが、そこで、次に伺いたいんですけれども、この常用作業員についてゐる議論が繰り返された

わけです、昭和三十六年、三十七年と昭和三十九年までですね。たいへんな論議が行なわれまして、結局常用作業員を行政管理局が調査することになったのです。三十八年の十月一日の時点で三十九年に調査することになったわけですね。その調査をするときに、主として灰色の部分という言い方を、これは行政管理局それから林野庁もそうですが、主として灰色の部分の調査をするという言い方を、これは常用作業員を調査したんだけれども、実際はその中の一部のものを調査したわけですね。これは当時の林野庁長官じゃなく、行政管理局に林野庁は頼み込んだと、こういう推定をしている。非常に不明朗だったという感じをいまだに持っております。それは当時常用作業員は一万二千名ぐらいありますが、一万二、三千名という常用作業員を、これを定員化するというようにすることはたいへんことになる。行政管理局としてはもうすでに定員化は終わったという宣言を行なっている。にもかかわらず、常動職員と思われる者がおる。林野庁も常動職員だというふうに認めざるを得ないというふうな結果、当時の行政管理局長官であった山村さんが、私に言わせると、行政管理局の苦しみと林野庁の苦しみの中にあつて踏み切った、そして調査をやったわけですね。いままで常動職員の調査なんかしたことないのを各省がやった。このときには、行政管理局がみずから全国の常用作業員の実態を調査をした。そして、要するに、この灰色の部分と当時いわれた、主として灰色を調査するといった、その主として、という灰色、いわゆる機械作業員、機械要員というものを、二千七百二十三名というものをビクアップした。二千七百二十三名のいわゆるトラックあるいは乗用車、ブルドーザーあるいは集材機、こういったような、林野庁が山で使っている機械を操作しているという常用作業員について調査した、主としてこれを調査した。そうして、いま言ったように、二千七百二十三名というものがこれは常動職員だというふうな認定をしたんだ

ですね、そしてこれらを定員化するというところになった。ところが、定員化を終わらせたという宣言を政府はいたしておりますから、そこでこれを定員化するわけにいかない。で、欠員があつた場合にそれを繰り入れていくという方法をとらざるを得なかった。欠員があつた場合にそれを繰り入れていくという措置をとらざるを得なくて、昭和四十二年から四十六年まで五年かかって、この二千七百二十三名という人が五年かかって定員に入つたわけですね。これは林野庁長官御承知のとおり、林野庁御承知のとおりです。

ただ、これは私が前から申し上げているように、定員化を終わらせたという宣言をしない前であれば、即刻これは定員になった人たちは、即刻定員になった。当時は政府はほとんど三万名、四万名という定員化をやつたんですから、総計して十二万名という定員化をはかつたわけですから、だから、三十七年の前にこういうものが明らかになれば即刻これはそのときに定員化されたはずなんです。ところが、これが先ほどから申し上げているように、林野庁が誤つた。したがって、定員化すべき二千七百二十三名というのは四十二年から四十六年まで五年かかって入れたわけですね。この人たちはそういう意味でいえば十年余にわたつて苦しんだんです。長い者は十数年、短い者でも七年、八年という間非常に苦悩したんです。その責任は一体どこにあるのか。繰り返し申し上げることにしている。失敗ではない。これは誤りである。

そこでお伺いしたいんですが、この常用作業員の中で機械を取り扱っている者、これは常動職員だということに引っぱり出した。私に言わせれば、常用作業員というものは全部これは常動職員。にかかわらず、その中から二千七百二十三名というものを引っぱり出したその根拠を聞きたいわけなんです。なぜ引張り出したか。私は、そこに当時の林野庁の当局が行政管理局にひたすら頼み込んだと見ている。それはそういう疑

いを持っているという証拠を出してもいいです。あまく見た。まあ行政管理局としましては終わつたと思つたところが、宣言をやつてしまつたところ、まだあつたという、何とかしなきゃならぬというものもあつたんでしょう。そこで林野庁と行政管理局との間の話というのがまとまつて、そこで常用作業員の中から機械を取り扱っている者をビクアップするということになつたんでしょう。私はそう推定をしている。だから、いま林野庁長官にこの常用作業員の中から機械作業員だけをビクアップした理由は何かというふう聞いてみて、まあいまから長官が推定をしてみても、まあいいでしょう。何で機械要員だけビクアップしたのか。お答えがあるならばお答えを聞いてもいいんですが、なせビクアップしたか。これは当時の林野庁長官の誤りですよ。まあ時間の関係もありまうから、特にここで長官の説明は求めないですが、ありますか何か。選んだという理由はない。聞いておきます。

○政府委員(福田省一) 機械の作業員だけ抜き出してどうして定員内に繰り入れたか、その理由を知っているかというお尋ねでございますが、ただいまのところ、私正直申し上げまして、その理由を正確に調べてはいないのでございますけれども、ただ、こういうことがあるんじゃないかと思

相当前の話でございます。その当時は非常に国有林の伐採、造林、特に伐採事業というのは危険な作業でございます。先生御承知のように、雪ぞりとか、木馬とか、それから機械といひまして、せいぜい森林鉄道を敷設してやつておつたことで、ようやく集材機を使い始めたところから戦後は事業が始まつておるのでございます。そこで機械化が非常に進展する段階にあつたというまだその程度のものでございます。

形態の約半分は占めて、五七%を占めて

いる。いまは一二%しかございません。それから作業の方法にしましても、いま申し上げたように、人力とか畜力とかあるいは個人作業を主体にして、一種の請け負いでしようが、そういう工程払いという形が主力をなしておつたんであります。最近では、チェーンソーはじめ、集材機、トラクター、そういうふうな機械が入つてきております。そして作業の形態も共同作業の形態になつておりました。その点で常動職員と非常に混在しているという形にだんだんとなつてきたんであつて、突然なつたわけではないわけでございます。そういう実態を見ながら、機械作業の者を中心

に定員に繰り入れたものではなからうかというふうに思ひます。もう一つ、そのだいたひ前には、働く人たちが体が、やはり、日給制とか、月給制になるよりは功程払いのほうが得なんだという意欲を、意思を持っておつた人も、いまはないんでございますけれども、そういう人があつたということもやっぱ、それを順調に持っていけなかつた理由でもあるというふう聞いております。というところでございまして、確かにその当時は、いま考えれば何でこうはつきりできなかったとおっしゃいますけれども、その当時なりの、まだ進んでいない状態の中で、判断が、その当時の状態に

応じてなされたものである。いまから見るならば、少しその判断が適正でなかつたんじゃないかというふう思ふ点もございまして、原因について私考えてみまして、そんな点も影響しておつたんじゃないかというふうな考えられるのでございまして。

○鶴岡哲夫君 この問題は、そんなに時間とりにくはないし、前回は、昨年の六月もやりましたから……。ただ、いま長官のおっしゃつたように、昭和二十五年の九月の十二日に人事院が人夫・作業員についての通達を出しているんですよ。この人夫それから作業員についての取り扱い、という通達を出して、そのときに、林野庁はまた人事院といろいろ協議をされて、相談をされて、それで、林野庁の場合は、作業員、常用作業員については

形態の約半分は占めて、五七%を占めて

引來高払いが相当あるから、それは土俵からはずしてこれという話をされたわけですね。それでこれをはずしたわけですよ。出来高払いが相当にあるという点を理由にしておいたわけですね。確かにそのときは、出来高払い、昭和二十五年ですから、林野庁と人事院と相談の結果、これはひとつはずしてもらう——人事院は、はっきり、人夫作業員について、常勤職員というものはちゃんと定義しているんです。この定義に合った者はその後全部定員内に入ったわけですよ。で、そのときはずした。ところが、はずした方がいいが、さてその後情勢が変わってきた。

そのときに、その当時の人事院と林野庁は出来高払いの俸給を考えればよかったんです。それを一般の公務員にないからこれははずしてくれと、こういうことなんです。山は山だから、こういう形勢なんだからそれに合ったことを考えればよかったが、それをしなかった。初めからしない。それでこれはもうはずしてくれと、こういうことになってきた。これは、そもそものことで誤りと言うか失敗をおかしたわけですよ。しかし、その後情勢は、長官のおっしゃる通りに、三十五、六年になりますとこれはずつと変わってくるわけですよ。当時、機械作業員を、機械の取り扱いを常用作業員——これの調査が始まる前は山歩きましたかね。そうすると、林野庁のほうから通達みたいなものが出てきておいて、機械作業員も出来高にどんどん回しておいたんですよ。出来高に回せば定員なしだともいいという頭があるんですよ。事実、そうずつと回ったんです。昭和三十九年に山を回りました。八年にも回ったんですよ。山回ってみたら、機械作業員というのはいくら出来高じゃなくなっているんだけれども、一応、出来高に切りかえるような努力を林野庁はやったんですよ。まあひどいもんだ、それは。ひどいもんだと言うけれども、やっぱり困ったんですよ。それはわかる点もあるんですがね。あるんですけれども、そういうこともなされたわけですよ。ですから、いづれにしても情勢は変わっちゃっているんですよ。

な。だから、それはもう常勤職員として扱わなきゃいけないんです。その昭和二十五年の人事院の通達が生きていると言っているから——この間も聞いたね、あれ。去年聞いたら生きておることだから、生きておるならこれはもうはっきりしている。常勤ですよ。常勤職員ですよ。

そこで次にお伺いしたいのは、いまの、この問題について、四十六年の四月一日に統一見解——先ほど私が申し上げました、また長官もいま先ほどお話しになった常勤作業員についての政府の統一見解というのが出ましたね。私は、この統一見解というのは奇妙なものだと思っております。これはほんとうに奇妙なものだと思っております。これとかかんとかかっことをつけたような形になっておるんですよ。ですが、この統一見解が出て、四十六年の四月一日からもうちょうど三年になるわけですね。そこでそれについてどういふことをやってきたかというところについていま長官お話しになりましたが、もう少し具体的に——もう三年たっているわけですよ。しかもこれは実際にそこで仕事をしておるんですよ、この人たちは。もっと具体的に、どうなんだということを明らかにしてもらいたい。

これは私は、行管のほうにも意見を聞きました、大蔵省のほうにも意見を聞いた、人事院にも意見を聞きました。問題は、雇用者である林野庁長官がどういふ判断をするかということだと思っております。長官がこうだと、いまこうだという判断をなさればそれでまともでいく性質のものなんです。任命権者のこれは権利ですよ、権限ですよ。ですから、もう少し具体的に、三年たっているんだから、どういふふうにする考えなのか。先ほど何か委員会みたいなものをつくってどうだ、こうだというお話があったが、この問題を、いまごろそんなまごまごされたんじゃ困ったもんだと思っております。いままでたいへんにおこつてもめた問題であるから、そういう学識経験者等に検討してもらっているというのでもいいですわ。いいですが、どうなさるお考えですか、長官は。任命権者の、

これは責任ですよ。  
○政府委員（福田省一君） 実は三年間に、何年の何月何日にどういふ人が集まって、どういふ内容のことを検討したかという資料も、まああることはありますけれども——いま持っておりますが、その内容を御説明しまして——実は正直申し上げて、話は実はしてあります。してありますけれども、その具体的な決定版というのはいらないのでございます。

最近何回かにわたりまして、別の委員会等でもその点に關して私のほうの農林大臣、関係するところの大臣等に対してしましてもやはりいろいろと御質問があったのでございます。三年間何をしておったかと、いまだどういふことを考えておるか、という問題について、それぞれ各大臣からお答えの中で、林野庁、いわゆる農林省のほうから具体的な案が出るならば、それを真剣に検討してまいりたいというお答えがあったのも私は承知いたしております。

そこでここではまだ具体的な内容について御説明する段階にまだ至っておりませんけれども、先ほど申し上げました林政審議会の中に労働小委員会を設けてまして——昨年設けたんであります。数回にわたって相当こまかい内容の検討を願っております。このメンバーにつきましては、いろいろとこんなメンバーでいいの、というふうな実は御指摘なんかを受ける場合もございますけれども、私は、やはり林業の問題に相当経験のある人と、あるいは林業についてはそう経験がなくとも共通する問題として、そういう労働問題についてのいろいろな見識を持っておられる専門家の方々に——いまそういう専門家の方々を集まっていたらいい検討にあたっていただくわけでございます。できるだけ早くその結論をいただいて、それを参考にして私のほうの態度をきめて各省にお願いしたいと思っております。それが済むまで各省との折衝はしないというわけにもいきませんので、各省間との話し合いもいたしております。基本的に私は大きな分岐点の一つは、定員内にその

のまずざりと組み入れる方法でいくのか、あるいは定員外に置いたままで常勤制を付与する方法でいくのか、一つの大きな分岐点はそこにあると思います。

お前はどうか考えるかという先生の御指摘でございます。私ので、私なりだけの考えを申し上げれば、定員内に入れてくれ、定員内に入れてくれという強い要望は、定員内に処遇が劣っているからという点になるわけでございますが、私はほかの民間の事業の事例とか、外国の事例なんかを見ますと、定員内のいわゆる定員内職員というのは、端的に申し上げますと、ホワイトカラー主体でございます。そういうような事務職よりも定員外で現場の作業を主体に働いている人たちの処遇がいい場合があると思っております。たとえば特に技能の必要とする機械を扱う仕事、その他技術的な仕事をこなす職員は、事務をこなしている職員より、全部ではございませんが、そういう特殊なものについては、相当高い処遇を受けておるものがあるわけでございます。むしろそういったものが出てまいりますという、——これ私、申し上げているのは、いま林野庁にございませう。常用作業員全部という意味じゃございませぬ。そういう林業労働に欠くべからざる特殊な技能を持った人については、これは定員内職員よりずっと処遇がいい、たとえば三倍も四倍もといった例が外国にあるわけでございますから、そういうのがあっていいんじゃないかと思っております。

そうすると、やっぱり定員内の事務をとっておる人たちは、わしはそういうものになりたいというところで、一生懸命勉強してなることもあろうと思っておりますが、私は、基本的にはそういう制度の確立のほうを望ましいと思っております。一挙にそこまですなかなかならないことは、日本の実情を考えますというところとむずかしいかもしれませんが、特に国家公務員である限りにおいては、そういう点を配慮しながらできるだけ早い機会に——ひとついま申し上げた林政審議会の各省関係との折衝をいたしまして、できるだけ早い機会にそう

いう制度の確立をおきめいただきたいというふうと考えて、いま、ただいま熱心に検討しております段階でございます。

○鶴岡哲夫君　いま長官がおっしゃったのですけれども、定員内というのはホワイトカラーだという考え方ですね、というふうな感じの考え方を持っていました。これは先ほどから私は、人事院の通達からいまして、人事院通達の作業員それから肉体労働者、機械をやっている労働者、それについて通達も出ている。だから林野庁はいつもそういう考え方を持ってきたわけですよ、いままで。つまり生産に直接従事している者という考え方で差別してきたわけですよ。いわゆるホワイトカラーとブルーカラーと差別をしてきたわけですよ。まあ昔は工場にあつても、会社にあつても、ホワイトカラーとブルーカラーを分けて、工員と社員というふうな形で分けたわけですよ。しかしいまはみな社員ですよ、分けてないのです。林野庁長官、そういう依然として、何か定員内というのはホワイトカラーだというふうな考え方はだめですよ。いまあなたの、公務員の常勤職員、非常勤職員の分け方からいって、そんな定義はどこにもないのですよ。ホワイトカラーが常勤職員だという定義はどこにもない。そういう考え方が、歴代の長官の中にあつた、というよりも、山に仕事をしているその管理者の間にもそういう考え方が非常に強くあつた。それがまだ、長官も古いものだからしみ込んでるのです。そういう考え方は直さなければいけないですよ。

ただ、いま長官のおっしゃったように、処遇問題というところから、林野庁としても、常勤職員の処遇というものを、定員内の常勤職員と類似するようなところへ努力をしてきておるといふことについては、私も承知をしておるし、その点は認めております。ただ問題は、常勤職員にならなければ解決できない面があるわけですよ。それは常勤職員と非常勤職員と、はっきり割ってありますから、そこからくる法律による制限というのが

あるわけですよ。そのところのその法律の制限そのものも取り扱っちゃうということであれば、それはいいですよ。私は、しかしそれでも承知をしない。私はやはり定員にすべきだ、常勤職員にすべきだという考え方なんです。ですから、まあ林野庁としては、大きな方向としてはその二つのことを考えていらっしゃるというふうな思ひ——長官の考えは古いですよ、言っておきますけれども、歴代の長官と似たようなところがあるので、まあ、ちょっと口がすべったのかもしれないけれども、外国の例を持ち出したから。

そこで今度は問題を移しますよ。この問題はしかしさっき言ったように、私は林野庁のたゞ重要な誤まりでここにきておると思っておりますから、解決するまで、これは機会あることにやらなければいかぬと思っております。そこで次に二千七百二十三名、これを昭和四十二年から四十六年の五年間かかって定員ができたときに入れていって、そして二千七百二十三名というのが四十六年に全部定員に入つた。その入つた時点で三百七十四名という者が残つたというとなんてすね。この三百七十四名という者が残つた、これは林野庁としても当時の林野庁長官が確認をした。そこでこの三百七十四名というのは、これは定員に入るべき人です。林野庁の立場から言つたて、これは定員に入れる人——機械作業員ですから、機械を扱っている常用作業員ですから定員に入るべき性質のものなだけけれども、これが今日に至るまで、四十六年から何年たつていますか——ちょうど三年です。ちょうど三年たつて一人も入らないんですよ。これは一体どういふわけか。昨年の六月、たびたび言いますように、六月のときに論議したときには、当時の農林大臣も、それからいまの福田林野庁長官も、行政管理局長も定員に繰り入れるために努力します、積極的に努力します、ということ、そういう答弁をなさつた。ところが、四十八年もゼロ。いまだにこれはゼロ。何も動かない。これは一体だれの責任か。これは長い間の経緯があるから責任は私は林野庁

長官にあると思う。これはなぜ入らないんですか。四十六年からこの三百七十四名というのが、定員に入るべき人が、だれが考えたつて、林野庁長官だつて考えている、行政管理局だつて考えている、これが定員に一名も入らぬというのはどういふ理由か、これを明らかにしていただきたい。

○政府委員(福田省一君)　昨年の内閣委員会でも、その点御指摘を受けましてお答えしたことがあつたわけですが、二千七百余名の繰り入れがありまして、その時点で全部完了しておつたのでございまして、その後仕事の組み合わせの関係で発生したものがいま御指摘のございます三百七十四名でございまして、同じ欠員補充方式によりまして、これを定員内に繰り入れるように努力してまいつたところでございまして、その前提としてまいつたところでございまして、現在でも線を——全くこの点につきましては先生からも、またいろいろおしかりを受けるかもしれないけれども、私たちのところの考えとしては六十歳で線を引いて、定員内の職員におきましては、それに近くなつたところ、で勤奨退職しているわけではございまして、けれども、いまのところ、職員全部の中で約六百五十人ぐらゐ六十歳以上の職員がございまして、これらの人を主体に若い人と入れかわつていただくように勤奨退職しているわけではございまして、この退職の促進によりまして欠員補充の方式で三百七十四名の繰り入れをはかつてきたのでございまして、御承知のように、五分定員削減の計画もございまして、現在の四十八年度末では三百六十五人の欠員は出ますけれども、四十九年度の四月一日には三百三十二人のむしろ定員が不足するといふ状態になるわけではございまして。

そこで、これを打開する方策をいたしまして、半年の間に定員を返すというふうな調整定員の方策がございまして、この調整定員を一時借りまして、その中でできるだけ繰り入れをし、いま申し上げました退職を促進した上でこれを返すという方策をとりたいと思つてございまして。

たいへんいまいしかりを受けまして、私もさきにお話ししたいきさつから見てつらいのでございましてけれども、近いうちに、この三百七十四名のうち、四十九年度当初に、いま申し上げたような考え方でも繰り入れを実施して、そして全体としてはできるだけ早い機会にこれを完了したいと思つておるところでございまして。

○鶴岡哲夫君　いま長官のお話を伺つておりますと、従来やつてきた欠員補充方式でと。その場合には、問題は勤奨退職の問題が一つと、それからもう一つは、三年間に五分の定員削減と、この二つの壁があつてどうだこうだというお話でした。ただ一方のほうは、調整定員という形で若干の余裕を見つけたというところと、それから勤奨退職の線で若干のものを見つけ出したという話なんです。私は、公務員の定年は満六十五歳だということなんです。もうだいたい前になつた点については論議をいたしました。イギリス、フランス、ドイツあるいはアメリカ等は公務員の定年というのは六十五歳です。それで、御承知のとおり、国家公務員というのは定年制はなし。法律じゃなしです。そしてこれは、公務員の立場は終身ということになつて、ただ便宜上勤奨退職はしてありますけれども、ですが、私は六十五歳だといふ考え方を持っております。したがつて、そのときの論議で、いまの国会議員は全部定年は六十五歳になつております。あたりまえなんです、六十五歳というの。定年はあります。六十五歳。そこで、いま定年制の延長の問題が出ています。日本だつてこれはやっぱ六十五歳といふところまですみやかに持つていかなくならぬと私は思つておる。

さて、林野庁が盛んに推奨をしておりますところの森林組合にありましてところの労働班ですかな、いろいろふえてきております。非常に今度もまた法律の中に出てくるわけですが、この林務

班の退職金の共済規程がどんどんできておるんですね。見てみますと、定年は七十歳です。七十歳でやめたときに退職金とか年金とか出すというより、うなものををつくりおるですね。やはりこれは実態面でしょう。私は、いまの問題は、これは六十歳の問題とからめる理由はない。もっと大きな立場から考えれば、高い立場から考えれば、私の言ったようなことでいろいろ考えるべきじゃないかと思うんですけれどもね。

そこで林野庁は、いま申し上げたような長い間の経緯があった末に、結局この三百七十四名というのが残ったと、一方においては五%の削減というのがきていると、これは国家公務員の各省庁同じであります。農林省はこれを一年延期してもらおうということもやっております。——これは農林省だけじゃありません。どうしてもできないから、だからということでも延期をさしてもらっている。前回もそうでした。今回もそうです。私は、いまの林野庁の苦境の立場からいって、特殊な事情からいって、行政管理庁もよく承知しているはずですから、四十九年に削減すべき予定の六百五十何名を、これを五十年に回してもらおうという、延期してもらおうという、そういうかまえていくべきだと思ふんですよ。

ただ、行政管理局として見ますれば、これはたゞび重なる林野庁の定員管理についての誤り、不信といえますか、そういうものからくれば、ここで五%削減の四十九年度分を五十年に繰り延べてやるという措置はとりにくいでしょうか——わかります、それは。とりにくいと思うのですけれども、いわく因縁は、行政管理局も、私に言わせればやつてきた経緯があるわけですから、ここで林野庁が積極的にそれを主張し、それで行政管理局としてもこの特殊性を認めて、やむを得ない特殊性というのを認めて一年延期すればいいんです。農林省のほかの三省庁もやっているはずで、農林省本省のほうは定員管理について信用があるのかもしれない、あやまちをしてこなかったから。ほかの省もそうかもしれない。

林野庁は、私がいますと述べたように昭和三十五年以來あやまちの連続だった。この三百七十四名についてもこれは問題がある。そういう点からいえば行政管理局としてはこれはなかなか不信任が強いかもしれない。定員管理について問題があるという考え方を持っているかもしれない。ですけれども、これは先ほど私が言うように、両方の責任、一半は行政管理局も責任がある。だから、延ばしたらどうだ、五十年に延ばしたらどうだ。しかし、四十九年度予算がもうきまっちゃっている。そういうふうになつてないということでしょう。でしやうが、何かそういう便法を考えられないですかね。いつまでにやるんですか、これ。そこで長官とそれから行政管理局の吉村管理官のほうにお尋ねをしたい。

○政府委員 福田省一君 昨年内閣委員会では、先生から、もうこの問題は三年以内に片づけろというふうに強い御指示を受けたわけでございますが、それに対して、私もできるだけ努力するとお答え申し上げているわけでございますが、やはりいま申し上げた事情でございます。当時すでに二千七百名を繰り入れるならばあとはいくらもございせん、ということでご出発したいきさつもございまして、いろいろその後には発生した事情もございますので、行政管理庁等ともよく折衝いたしまして、できるだけ早期に片づけるようにことしも努力してまいりたいと思っております。

（説明員「吉村文彦」）行政管理局というところでも、まず林野庁で、期待要員の問題について今後こういうふうな解決したいということ、具体的な案をおつくりになって御相談があれば、十分誠意のある検討をいたします、できるだけ協力したいというふうに思っています。

○**額田哲夫** 　そこで農林大臣ですね。いま林野庁長官にいろいろ伺ってきたわけですが、これも、これは私は昨年の六月にやったときに——こういう解決の方法があるじゃないか、四十九年度に削減ということでいわれているその六百五十名ぐらゐの者も、こんな特殊な事情なんだから来年にひ

とつ回してもらう、五十年に回してもらおうということを経極的にやるべきだと思つてゐる。積極的にこれこそ勇断をもつてやるべきだと思つてゐる。行政管理局としてもいろんな不信感もあるかもしれない。ですけれども、これは当時管理局長も努力をするという約束をしたんですから。それが何にもその約束が行なわれていないんですよ。私は、林野庁も積極的な努力が足りない、行政管理局もそれを受けての積極的な努力が足りないと思つてゐる。ほんとに困つちゃうんですよ、こういう問題は。

四十年度で繰上るおかげで、三十四年度より削減という第二次の削減が、五十年度的からは第三次は始めだらうと思つてゐるんです。これは週休二日制の問題も始まります。五十年度的には第三次は始めだらうと思つておるんですけれども、これはまだ未確定でどうかかわらないです。ですから、削減すべきものを、定員を繰り延べて本省のはうは、農林省はやつておられるんですから、繰り延べてやるという政策をとつたらどうかと思ふんですよ。こゝしはできませんかね、これ、四十九年度で。これはちよつと技術的な問題ですから私にもわからぬ点がある。大臣はもっと高い立場ですからなかなか技術的な問題すぐおわかりにならぬと思いますが、何かそういう繰り延べることでもやりませんか何年かかるかわからないですよ。三年間放置されたんですからね。困っちゃうんだ、こういう問題は。大臣ちよつと……。

○国務大臣(倉石忠雄君) 新聞さんのおっしゃること御趣旨はよくわかります。なるほどなと感じますが、林野庁長官のお答え申し上げていることを聞いておりますと、ごもっともだ、こういう感じを受けますが、その間に、要するに私どもは、従業員の処遇の改善をするということはこれは必要なことだろうと、原則的にはそう思っております。

林野庁はやはり国の機関の一つでありますので、先ほど来お話のあります統一見解、こういう

ものには尊重して服従いたさなければなりません。もう一つはやっぱり、現在は木材も高騰いたしてきておりますので経理内容も安定の傾向でございますが、私ども長い目でいろいろ見ますというのと、石油の問題をはじめ食糧関係にいたしましても、何と申しますか、従来のやってまいりましたことについていろいろな点で直視さなければならぬということも考えられます。林野の行政についてもそうだと思います。したがって、そういう中で林野庁というもののあり方——私ども与党のほうにも林政調査会というのがございまして、その他にも、いろいろな意見が研究の間に出ております。

す。そういう間に処して従業員の出遇等についてもいろいろ意見があります。たとえば、三公社五現業にいま公労法を適用いたしておりますが、それらのことについても始終いろんな意見が出ております。現業のものは、むしろ公務員というよりも一般の労働三法を適用するということのほうが正確ではないんだろかというような意見も出ており、私もはにわかにそれを賛成するわけにはいきませんけれども、要するに、林政というものをどういうふうにやっていくか、林野庁の運営をどうやっていくかということが基本になるんだろかと思ひます。

なかなかに苦しい問題でありますか。今日も  
そういうことは別のことといたしまして、林野庁  
でも、先ほど来お答えいたしておりますように、  
定員の中で退職される者がありますので、とりあ  
えずはそういうことの補充の場合に、なるべく定  
員に繰り入れていこう、こういうことで苦勞をい  
たしておるといふ実情はよく鶴園さんも御理解い  
ただけなことだろうと思っております。

きょう初めてそういう御意見をお出しいただい  
たわけでありませんで、前から承っておりますの  
で、林野庁といたしましても十分心得おりまし  
て、処遇の改善については私どもともに努力は  
してまいりたい。こういうことでございますので、  
短兵急ににお責めいただくなくとも最善の努力をし  
ていることをひとつおくみ取りいただきましたいと、

こう考えております。

○鶴岡哲夫君 大臣が衆議院のほうの関係があつてどうしても席をおはすしになるということですからもう一つだけ。これは大臣に答弁いただかなくてもいいですが、ちょっと大臣に聞いておつてもらいたいと思うんですけれども、これは任命権が林野庁長官にあるわけですか。ですから、林野庁長官が、この三百七十四名についてこうするといふ決断をして、それについては行政管理局も協力をすると言っているんですからやたらどうですか。決断は簡単ですよ。私に言わせれば、四十九年度のもを削減すべきものを延ばすと。それは農林本省でもやっておるじゃありませんかと、北海道開発庁でもやっておるじゃありませんかと、ほかでもやっておりますよ、と言ひのです。ですから、われわれにも、そうですか、とお出しになつたらどうですか、行政管理局は努力すると言つてゐるの。

○國務大臣(倉石忠雄君) そういふようなことを含めて、実はただいま毎日、私自身も林野庁長官も予算委員会あるいは衆議院の委員会等に忙殺されておりますので、なかなか相談をする時間もないわけでありまして、そういう一つのことを運ぶにいたしまして、いろいろ政府内部の都合もございまして、やはり十分検討して話し合つた上で対処してまいりたいと、こう思つておりますので、役所側の立場もひとつ御理解いただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 この問題の締めくくりとしまして、これはまだ問題を残しておりまして不満でありますし、先ほど冒頭申し上げましたように、ぜひ行管のほうの管理局長も来てもらつてそして——保安林の問題も法案が残っておりますし、それからまあ統一して農用地開発公団がきまうからそのときに、農用地公団の臨時職員の問題、それからそうでない職員の問題がありますし、どうせこれやらなきゃいかぬですから、その際にもう一ぺんきちとさしたいんです。これ三年間で片づけると約束したんですからね、行政管理局も。

約束したんですが、やらないんだから。しかしひどいもんだよ。どこにあるのかしらぬですけれどもね。まあ、ですから、これはこれで終わりますして、次に言いたいのは——大臣がいなくなりましたので、もう一つ第二段の問題として、次に森林計画についてちょっと伺ひます。

この森林計画につきましては全国森林計画、十五年を一期として五年ごとに農林大臣が作成をする、それから地域森林計画、これは十年を一期として五年ごとに都道府県知事が作成する。具体的な森林所有者、これは個々の森林所有者は自営性をもつて森林施業計画をつくる。こういうことになつてゐるんですね。

そこで森林計画というのですが、この森林計画というのは林野庁で出しております「林野時報」といふのがありますね、あれを見ますと、林野庁の考え方というのは私と似たような考え方なんだけれども、森林計画というのとは国民経済の中で非常に何となく、存在が薄いという見方をしていますよ。私も非常に薄いと聞いたのだけれども、存在は薄い。それから個々の森林所有者あるいは林業関係者の間でも関心が薄いということを言つてゐます。私もそうなんです。関心薄いんです。それ以上に関心が薄いわけだ。森林計画、森林計画といつて年じゅう見るんだけれども、関心が薄い。そこで、この問題について伺ひたいんですけれども、この都道府県知事がつくる地域森林計画といふのと、それから個々の森林所有者が自営的にそれに基つていふと、それに即応してつくるこの森林施業計画といふのかかり合ひを聞きたいわけなんです。このかかひ合ひが非常に薄いんじゃないですか。このかかひ合ひを聞きたい。

○政府委員(福田省一君) 知事がつくりまうところの地域森林計画、これは大臣がつくりまう全国森林計画に基ついて約二百五十六の地域に分割して作成されるものでございすけれども、そのもととは、御承知のように五十年の計画を持つております森林の基本計画があるわけでございますが、

昨年閣議決定していただきました。そういう体系の中で知事のつくりまう具体的な地域森林計画がございす。いま御指摘のございました個々の人をつくりまう森林施業計画、これは自営的につくるものでございす。自営的につくる場合はいろいろ補助なりあるいは融資なり税制なりといふ面でめんどうみてあげるといふ考え方になつておるわけでございます。この地域森林計画といふのはやはり知事のつくりまうその地域森林計画に基つきまして個々人がつくりまう森林施業計画、できるだけみんなその計画をつくつてそして計画的に施業していくといふことでございまして、自主的にやつてもらふことを趣旨にしておるわけでございますが、実際問題といたしまして、非常に経営面積の大きい人のつくる割合が大きうございす。それと公有林は大体つくつております。零細な森林所有者の人たちは割合にそのつくる割合が低いのでございす。そこに一つ問題があるわけでございます。

御承知のように、日本森林全面積の、特に公有林を取り上げてみますと、五町歩未満といふのは、もと九五%ぐらいでございまして、最近では少しくなりまして、経営規模が拡大されて九〇%ぐらいになつております。しかし、やはり依然として五町歩未満という人が多いのでございす。個々の人たちが計画を適宜施業していくことを私たちは望んでゐるわけでございます。そこで、森林法の中で、属人的に数人、数人といつても二人以上でございす。また、もつて計画をつくつた場合には、いろいろと優遇する税制上あるいは金融上の補助——金融上のそういうような制度がございす。今度は新しく、今度の改正案では属人的ではなくて属地的なそういう計画制度を盛り込んでおりました。数人共同してこの自分の持つてゐる山の一部を提供して、そうしてまとまつた単位になつた場合には、そうしてその知事の認可を受けた場合には、上申して認可を受けた場合には、いろいろと助成措置を講ずるといふ考え方をさらに追加したのでございす。その趣旨

は、やはり一つの形態として、私たちは三十町歩ぐらいを考へておるのでございす。その三十町歩ぐらいはもとよりまうといふと、大体、年々安定した経営ができる、家族単位で経営ができるといふふうに考へております。一応、目標は三十町歩以上といふことで、この数人が共同して、そしてそれぞれの持ち分を出して共同する。こうしますといふと、たくさん土地を持つてゐる人達と同一ように、その計画をする都合といふのは強まつてくるといふことを私たちは期待してゐるのでございす。そういう意味で、知事がつくりまう地域森林計画、その方針に基ついて各人がつくることになつております地域森林計画の作成が促進されるというのを期待して今度の森林法の改正案の中にその考え方を織り込んでゐるものでございす。こういうことで御説明になりましたかどうか……。

○鶴岡哲夫君 いま長官のほうから説明がありましたのですけれども、私は、個々の森林所有者と非常にかかり合ひが薄いといふよりも、ないといふたような状態じゃないか。ないといふたほうがいいというふうに思ふわけなんですけれども、それは、いま長官から説明がありました、また、私の手元にも林野庁のほうから数字がきております。それによりますと、私有林の場合——林野庁は私有林と私有林と分けちやつてゐるから困つちやうんです。これ、私有林の中に私有林も市町村有林も入るんです。こんな改めたい方がいいますね。おかしな定義のしかただと思ふんだ。私有林の中にあなた——民といつたら民が持つてゐるんだと思つたら、果も持つておりや、市町村のやつも入つておるといふんです。これ、やめたほうがいいですよ。こんなものは、これは古い考え方です。それはまあ別ですが、私有林の中で三十町歩——三十ヘクタール未満といふのは、四十三年に認定制度ができたわけですね。——林野庁からいただいた資料ですよ。黙つておつて持つてきてもらつた資料です。その私有林の三十町歩——三十ヘクタール未満について認定制度が

四十三年にできて、四十六年まで四年間の数字が出ていますね。その合計も出ているわけですよ。これは五年一期ですから、もうそろそろ、結論が出たようなものです。それを見ますと、三十ヘクタール未満の私有林の所有者というのは四〇%しか出してないんです。認定を受けていないわけですよ。四〇%では、これはゼロにひとしいですよ。それから三十町歩——三十ヘクタールから五百ヘクタールの間、これは二二%が受けて、それで五百ヘクタール以上というのが九〇%ですよ。これはほとんど行なわれている。しかし、五百ヘクタール以上の土地を持っているという人は——二百五十六万あるんですね、林地の所有者というのは。おたくの統計によりますと、その中の二百七十人ぐらいですよ。これは県に行ったらまれて、四、五人しかないです。これ、五人ぐらいおるのかね、県でいえば。その上、県に五人ぐらいのものもの、これはこの森林施業計画というのをつくっているけれども、あとは無関心ということなんです、この数字から見ますと。ですから、これはもうどうにも——施業計画というのはどういうしろものだと、しかも、民有林の対策としては非常にこれは大きな背骨になるわけでしょう。だから森林法の中にもああいう規定をしてがっちりやっていращやるだろうと思えますけれども。認定制度をつくってやってみたところが、私有林は全体として二二三%の達成率ですよ、これは大失敗ですよ、官庁として見れば。大失敗です、認定率二二三%というの。

そこで私は、これを見て非常に思うことは、とにかく三十町歩未満というのは全然問題にしていけないんですよ、四%ですから。もっと小切つたら、十町歩未満は出してないんですよ。だから、三十町歩以上といわれる所有者は一体幾らあるんですか。二百五十万の中の百分の一ですよ。百分の一の人たちの中の三割が関心を持っておる。しかもその面積の大部分は五十町歩以上ですよ、妙ちくりんな制度だと思うんです。なぜこういうものが出てくるのかという点を私はこう思うんですけ

れども——あとは民有林の問題やりたい、それとの関連でやりたいけれども、民有林の取り扱いについて、林野庁はどうも国有林の感覚でいはいないか。何か五百町歩くらいなければ、あと五町歩や十町歩や二十町歩の山なんというのは、これは林業対策にならないんだという頭があるんじゃないか。まあ今度改正することになりまして、おそきに失したけれども、いいことですよ。私はその考え方が抜けない以上、これはもうたいへん大きな問題じゃないかと思うんですけれどもね、国有林経営というものとそれから民有林の行政指導というものは共通している面があるけれども、はつきり違うものがあると思うんですよ。

ところが、従来、国有林でもつばら育ったものが民有林行政をやるわけだから、どうしても国有林の感覚というものがある。だから二町歩や三町歩や、五町歩や十町歩なんというのは問題にしなない、頭から問題にしていけない。そうして言うならば、これは五百町歩以上、面積から言っても五百町歩以上の面積というものは私有林の中の半分です、認定面積の半分ですよ、五百町歩以上が。人数としては二百七十二人ですね、いや何を林野庁やっているんだと私は思うんですよ。ですから、その点を明らかにしていただきたいんです。一体、民有林の場合に非常に大きな比重を持って背骨をなしておるこの施業計画案というものがこんななっていたら一体どうなるのか。今回これは改められるからいいことですけれども、いままでの考え方をひとつ聞きたい。

○政府委員 福田省（一君） 確かにいま先生御指摘ございました点は、私もまことに従来の民有林に對する林野庁としての考え方の基本的な面で問題があったという点は反省しなければならぬと思っております。いま、先生御指摘を受けました数字、確かに三十町歩未満四％、三十町歩から五百町歩二二％それから五百町歩以上九〇％となっておりますが、弁解がましいようにお聞きにならぬかもしれませんが、その翌年の統計を見ますと、わずかではございますが、四％が八％、二二％が

三〇、九〇％が一〇〇％、こうはなっております。なっておりますけれども、一けたである点には間違いないのでありまして、非常に多数の人たちがほとんど五町歩未満だということは先ほど申し上げました。そこでそういう点は、今回の法律案によりまして、属地的な施策計画をつくることを奨励してまいりたい、それに対する助成をしてまいりたいということは申し上げたとおりでございます。

で、民有林の指導につきましては、林野庁におきましては、指導部と林政部でこれを担当しております。職員につきましては、業務部と職員部がこれを担当しておりますのでございますけれども、従事しております職員は、ほとんどは確かに国有林に従事する職員でございます。最近また国有林の持っています予算の中で、民有林の関係の職員の経費等を負担したいきさつもございまして、それらの点を修正いたしたりしております。民有林担当職員も本来の姿に戻っておりますが、まだその数についてはいろいろ今後検討していかなければならぬ問題があると思います。なお、地方におきます民有林担当についての行政組織でございますが、それぞれの都道府県に、林務部あるいは林務課、林政課というふうな組織もございまして、それだけでも、それだけではまだ十分でない点もあるうかと思ひます。林野行政全般の中でその組織問題につきましては、検討をしていかなければならぬ問題があると思ひますので、国有林偏重という考え方でなしに、国有林と民有林とを一本に一つの行政指導組織というものを確立する法律を急がなければならぬと考えております。

森林法の中におきまして、いまおつしやいます計画制度の中の基本をなしております全国森林計画、この中の考え方を今度の法律で改めたのでございます。と申し上げますのは、いま先生御指摘ございました民有林の、知事がつくりますところの地域森林計画、これは民有林についてだけつくりつておりまして、国有林については地域施設計画というものをそれぞれ営林局長がつくりつてお

たのでございまして、その間について具体的な関連がなかったわけでございます。今度の法律案の中にござしましては、この全国森林計画を国有林と民有林を一本にいたしまして、それで全国を七十ないし八十の地域にまとめまして、その中でそれぞれ目標とする森林の形、また、それに到達する施策のしかたというものを国、民一本にしてこれを定めるように法律の改正の案にいたしておるところでございます。いま先生御指摘の考え方に沿って今後ともそういった方向で対処してまいりたいと考えております。

○鶴岡哲夫君　いま林野庁長官が、四十七年度ができて――私のところに林野庁が持つて来られたのは四十六年までであったんですが、四十七年も出て、これで認定制度が五年間というのがきちつとまとまって、それで五百町歩以上は一〇〇％だ、という話で、これはおめでたい話なんだけれども、さっき言うように、何といつてもやっぱり林野庁は大きな所有者を相手にしてこの施設計画というのはをやっている、民有林政策というのをやっているという印象は絶対抜けない。だから山というのは、私の経験では、大体速なっているものでしょう。ぼつんぼつんと、五町歩持っている者はどうか五町歩ぼつんとあつたり、一町歩持っている者はぼつんと一町歩持っているんじゃないくて、山というのは速なっておるんですよ。その速なっておるものを、今日やつと属地主義というものをとつて来たんだけれども、属地主義というものをとつてこられたというところに、私は国有林の性格というものがあまりにも露骨過ぎるというように思いうわけです。今回はこういうふうになるわけですから、ぜひ山は山として、全体を相手にしてやつてもらわなければ、五百町歩以上だけは一〇〇％だ、あと三十町歩以下はいままで八％だともつと区分していけば、それは十町歩以下なんてゼロに近いでしょう。だから全体の山を相手にしてやるべきにかかわらず、今日までそういうものがとられてこなかったという点については、重大な反省をする必要があると私は思っております。これ

は林野庁というのが七百五十万町歩というたいへんな大地主だから、その感覚でものを見ればこんなことになるのかもしれないよ。あやまちです。その反省をしないと、私はこの問題は、形は変わったけれども前進はしないという点を考えております。

そこで次に、いま若干長官が御説明になりましたが、大休林野庁を、林野庁と言う人は少ないんじゃないですか。国有林庁という感じですよ。そりゃ国有林の取り扱いを見ればわかる。俗に国有林庁。そこで、この国有林に対する行政というの、実態でも明かなように、非常に弱い、きわめて弱いという感じを受けるわけですね。そこで林野庁の中の定員内の職員、三万七千おきすね。三万七千の定員の中で、試験研究機関は別として、国有林の行政に従事している者はどの程度ですか。

○政府委員(福田省一君) いま御質問ございましたが、国有林と民有林とを分けて申し上げますと、林野庁の本庁の職員で民有林の行政に従事しておりますのは三百五十二名でございます。林野庁で国有林の仕事に従事しておりますのは四百七十七名というふうになっております。いま御指摘ございました三万数千名のうち、いま申し上げた以外の者はすべて営林局ないし営林署に従事しておる国有林の職員でございます。したがって民有林の行政に従事しておりますのは、三百五十二名というところでございます。

○鶴岡哲夫君 国有林が七百五十万町歩、そして民有林というやつ、これは私有林と県有林、公有林合わせまして民有林が千六百八十万ヘクタール、大休国有林の二・三倍ぐらいあるわけですね。そして最も荒廃していると言われているのはこの民有林ですね、千六百八十万町歩、民有林、御承知のとおりです。そういう中で国有林七百五十万町歩の経営を行なうわけですから、ですから、当然これはたいへんな人員が要することはあたりまえの話。企業体として国有林を経営しておるわけですから、それにしても、この三百五十二名という

数は、民有林を取り扱うにはきわめて弱体だと私は思います。非常に弱体じゃないですか。前はもっと少なかったんです。やつと三百五十二名に、ことしあたりからこういうふうになった。少ないですね、これ。そのことが民有林の行政にいろいろな問題を生じているというふうな直観に申し上げても、あとはいろいろ具体的に申し上げます。ですが、こういうことで一体的いのかどうか。森林組合というのが森林法のかきの中からは離れられない一つの理由にはこれがあるんでしよう。また、このいま出ました森林施設計画の認定面積が小さいところほど非常に少ない。こういうところもさしたって私は、民有林行政が浸透していないというふうに思うのです。手が出ないんです。これじゃ、五百町歩以上を相手にしたらいいですよ、二百七十人しかいないんだから。ですけれども、山は連なっているわけだし、二百五十万の所有者がいる。それでもって山はできているのだから、それで、その中の五百町歩以上だけをぼつんぼつん相手にしなければならぬような民有林行政をやらなければならぬことになってくるんじゃないでしょうか。

だから、いま私は林業がいろいろな意味で、これは林業の生産機能というものを、経済機能というものを強くしていかなければいかぬ、あるいは公営機能というものを強化していかなければいかぬ。その場合のやつぱり中心はどうしても、一千六百万町歩をこす国有林の二・三倍もある民有林をどうするかという問題なんですね。ですから、そういう事態に直面して、いまこれから民有林の行政と組織、それから人員配置というものについてどういう考え方を持っていられしやるのか。あとで農林大臣にも直接聞きたいと思っております。どういう考え方を持っていられしやるのか。

○政府委員(福田省一君) いま林野庁本庁におります民有林担当の職員の数を申し上げますけれども、御承知かと思えますけれども、都道府県におきまして林務関係に従事しております職員は一万五千七百六十七名現在でございます。

この都道府県の中で林務部を設置されておるものが十二県ございます。それで、あとはたいがい県には担当する課はございますけれども、しかし、これだけで十分だとは私も考えておりません。特に今度の森林法改正によりまして、森林組合の指導であるとか、特に乱開発の抑制を担当いたします職員の問題につきましては、現在ある職員ではきわめて不十分であると考えますので、そういうふうなことを考えまして、民有林の行政については基本的なところを組織のあり方を検討しなければならぬと思っております。先生も御承知のとおり、過去におきまして、現在の地方農政局に林務部を設置しようという考え方を出したことがございまして、いろいろの原因でこの案は成立を見なかったのをごさいますけれども、それらの問題を含めて民有林の指導行政についての組織の確立を急ぎたいと、かように思っております。

○鶴岡哲夫君 いまの問題は大臣のほうにもぜひ意見を伺って、この点についての機構の面について、あるいは定員の配置の問題について、あるいは民有林の林業関係一般予算の問題についてもう少し伺いたいと思っております。ですが、私は、民有林に対する行政というのは非常に大きな欠陥があるというふうに思っているんですよ。これはあと具体的に森林組合の問題も伺っていきましますし、しますけれども、欠陥があるというふうに思っています。もう少しこれ考えてもらいたいのです。県の職員の問題を私はいま言っているわけじゃない、林野庁として、政府としては、林野庁というものが日本の民有林を取り扱っているわけですから、同時に国有林の経営も直接担当しているわけですから、その中で民有林をどうするかという点については、もっとも積極的な考え方というものを持たなければいけないというふうに思っています。それはあとまた大臣が見えましたが、お伺いすることにしまして、次に開発規制について若干入りたいと思います。

私は、この開発規制について出されたことはたいへんけっこうなことだと思っておりますけれども、

も、実際、開発規制というのは効果があるのかどうかという点について問題を持っております。言うならばもう開発というのは終わったんじゃないですか。終わったところ出てきたという感じですね。標準価格というのをききましたけれども、あれよりもっとこれは露骨なものじゃないかと私は思っているんですけれども、それは効果があるのかどうかという点が一つ。もう一つは、開発規制というのはどういう立場からやっていくのか、林業の経済機能の立場からやっていくのか、あるいは林業の公益的機能の立場からやっていくのか、どの観点から規制をされようとしているのか。私は結論からいいますと、これは本来の林業の見地に立っていないというふうに思っております。大きく公益的機能のほうに片寄り過ぎている、これがもう一つの私の問題点です。それからもう一つは、各県によってそれぞれ規制が行なわれているわけですから、林野庁より先にやっています、都道府県のほうが先に。それと今度法律として出る開発規制との間に問題がある。私はこの三つの問題をやりたいわけですね。

そこで、まず一つだけ先に入りますと、私はもう開発は終わったというふうに見えているわけなんです。大商社、大企業がたいへんな土地の買い占めをやった、あるいはゴルフ場や、レジャー施設や、そういったものをどんどんつくったと、それはほぼ終わったという私は見方をしておるわけなんです。そこで伺いたいのですけれども、先般あれが出ましたですね、四十八年の八月現在だったかな、十月現在ですか、時事通信がゴルフ場の全国の建設状況を発表しました。あれを見ますと、うと、建設が終わったもの、建設中のものが出ています。あの数字はどうやらこらんなって見えます。か。あの中の内九割以上は林地だといわれています。九割以上は林地だ。こりいわれておる。そこで、日本全体のゴルフ場で、予定されているのが、二十五万ヘクタールという数字を出しています。それ以外のものは何も出ていないわけですね。レジャー施設、あるいはその他の遊園地とか、そ

んなものは相当できております、あつちこつちに。そういう四十六年、七年に始まった、八年に始まったのが、があつて出てきた、たいへんな勢いで林地に向かつてきた開発というものは、どの程度あるのかという数字をつかんでいらつしやるか。——時事通信は出したのですよ。それをまず伺いたい。わかつていないのじゃないか、林野庁。民有林貧弱だからだめなんです。わかつていますか、わかつておるとすれば伺います。

○政府委員(平松甲子雄君) 私どもが、これは公式の調査ではございませんが、一応入手したゴルフ場の建設の状況というのを、四十八年の四月当初の数字でございますが、ゴルフ場の建設が終つておるものというもので面積が約六万ヘクタでございます。造成中のものが二万六千ヘクタでございますが、計画中のものが五万八千ヘクタールというふうな数字を一応把握いたしております。時事通信の数字につきましては、私どもちよつといま手元に持つておりませんので、いまの数字でかえさせていただきます。

○鶴岡哲夫君 それでは今度で終わりますけれども、時事通信が四十八年のたしか八月一日現在だったと思いますが、出しておる数字は各県別に全部出ていますね。建設の終わったもの、建設中のもの、申請中のものは出ていないですね。それで全体の面積は二十五万ヘクタール、それで、いまお話ですと、非常に少ない数字ですが、その後ゴルフ場以外にいろいろなものができておるわけですよ。いろいろなものがですね。だからそういう数字がわかつていないというところに、もう林野庁の民有林行政に対する熱意が足らぬのですよ。

○政府委員(福田省一君) いま御指摘の点ちよつと補足して御説明いたしますけれども、四十六年、四十七年農林省におきまして、森林ばかりでなく農地を含めて調査した中間報告を先般発表したこともございますけれども、約、森林が森林以外に転用された面積というのは四十六、七年非常に多くなつておりまして、二十五万町歩ぐらい

と——失礼いたしました。転用を済んだものでなくて買入れたものが二十五万ヘクタール、そのうち山林が約二十万となつております。

○委員(長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。午後零時十一分休憩

午後四時六分開会

○委員(長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 先ほどから開発規制の問題について伺つておつたんですが、この開発の規制について基準が三つ掲げてあるんですが、その基準の三つを見ますと、一つは災害の観点、もう一つはこれも水源という形ですから保安林の立場ですね、三つ目のものは環境の問題です。それで、この二番は「著しい」ということばを使つております、三番は「著しい」ということばを使つております。経済的な観点というの、機能の観点からの規制というものは全然ないわけなんです。衆議院で修正されて、そういう形のものがちよつと入ったんですが、この三つの中に、そういう林業の機能の観点からの制限というものが全然ない。これは一体どういうことなのかということなんです。森林の経済的な機能は無視されているという点についてどうお考えなのか、これについて伺いたい。

○政府委員(福田省一君) 御指摘の点についてお答えいたしますが、今回の開発許可制は、普通林においても開発行為を行なうものに対して災害の防止とか、水源の涵養とか、環境の保全とか、こういう森林が現に持つておりますところの公益的機能を確保するという見地から、権利に内在する義務ということで、必要な限度においてこれを順守させるという趣旨で設けたものでございまして、二千五百万ヘクタールのうち、国有林が御承知のように約八百万ヘクタール、残りの民有林の

うち保安林等で規制されておるものを除きまして、何らの規制のない普通林というのは約一千万ヘクタールでございます。これが実問題でございまして、これらの普通林に対して保安林ほどきびしい規制ではないが、行き過ぎた乱開発を規制しようという趣旨で、この開発規制を行なうものでございます。

で、林業の振興の観点を許可基準に盛り込むことは、基本的にはこれと全く異なつた政策体系、こういつたものからの位置づけが必要と考えられるのでございまして、一つには、ゴルフ場それから別荘等を目的とする土地の投機的な取引なりの開発行為は、一般的には旧新炭林などのいわゆる低位利用林を対象としているという実情にあることでございまして、もう一点は、もしすぐれた優良林業地の確保を許可基準として盛り込むことにした場合、その土地を林地として利用するのが適当か、あるいは農地として利用するのが適当かという判断を、だれもが納得するものとして一がいに決定するような基準は非常に難しいと法制化することには非常に困難があるわけでございまして。しかしながら、優良な森林資源の保護を確保する上からも重要なことと考えておりますし、このような観点から、先般、衆議院におきまして、開発許可の運用につきましては「森林の現に有する災害の防止」「水源のかん養」「環境の保全」の機能を判断するにあたりましては、森林の保護培養、それから森林生産力の増進に留意しなければならぬ、こういう旨の修正がなされております。この趣旨を受けまして、林業の振興に配慮して開発許可の運用をはかつてまいりたいといたしたいところと考えている次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 衆議院で修正がつけられて、ついでに農林省が、私は、この一、二、三の三号が、いずれも林業の経済的機能の立場から規制をするというものが出なかつたということは、この森林法の目的からいっておかしいんじゃないかというふう

うに思うんです。森林法の目的を言うなら、当然規制の一つとして優良林地というものは解除しないとか、そういう経済的機能からの号というものが、一号はあつてしかるべきじゃないか。それが案を出さなかつたというのは一体森林法の目的からいってどうだという疑念を非常に持つておるわけなんです。その点はどういうふうな考えでいらつしやるんですか。林地がどんどん荒らされていく、それはゴルフ場になろうと何であらうと林地が荒らされておることは事実です。そういう場合に森林法の目的からいって、ここでやはり何らかの規制をするというのが一つは入つてよさうなものだ、それが全然入らないでおるといふことが目的からいってどういふことなのかということ

○政府委員(平松甲子雄君) 確かに先生御指摘のような観点からの考え方もあり得るかと思つてます。ただ、私どもが立案いたしました際に、先ほど長官から御説明をいたしましたように、開発の実態が、旧新炭林等について広く行なわれつたというところが一つと、さらに優良林地を確保するというふうな観点の条件を許可条件にするということにいたしました。前の条件と違ひまして、土地利用計画上の衝突と申しますか、そういうふうな形のものを林地に使用することだけが唯一絶対の価値であるというふうな価値判断であるというふうな形になりますので、その点については土地利用計画上の調整、国が奨励をして実施をするというふうな形のものの判断については、そのおのの間に土地利用計画上の判断というものがあつておるわけでございまして、そういう点については、そのことについて配慮をする、森林の生産力の増進といったような森林法の規定にあるような条件を配慮して開発行為について考えていくというところのほうが必要ではないか、というふうな考えられるわけでございまして、その点では衆議院で修正をいただきました点については、大体そういうふうな御趣旨ではなかつたかと思つて、私どももそういうふうな形の運用をしてまい

るべきではなからうかというふうに考えているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 里山が乱開発といいますが、さういふものの対象になつてゐる。里山が、やうと林業構造改善事業、あるいは里山再開発事業、こういうものを通して重点的に近年、この十年の間に非常に投資が行なわれたところなんです。そしてそのことが林業に対する町村民といふことの関心を非常に呼んでゐる。従来からいへん薄かったという民有林行政と市町村行政との間の関係についても、好転すべきものが見るべきものが出てきたという段階にあつて、その十年の間に重点的に投資をした、政策を行なつたところ、そこが顕著にあらはれてゐる。そのことが林業に対する非常な疑問を抱かしてゐる、町村民の林業に対する考え方というものを改めてきておるといふことは御承知のとおり。ですから、里山がどうだこうだという問題は私は逆だと思ふんです。むしろやはり森林法の本旨から照らして、森林法の中に規定するなら、森林法の目的に照らして一項目あつてしかるべきだつた、その表現のしかたは別にしまして、あつてしかるべきだつた。それが何も顔をださなかつたといふのは、森林法の目的から言つておかしいんじゃないですか。別の法律をおつくりになればよろしい。私はさういふ感じを強く持つものですから何うかたつたわけなんです。いま林政部長の話のように、衆議院で修正がついておるから何となく配慮ができてさうな感じを持ちますから、おっしゃるとおりですから、いまださうだ、さうだと言ふ必要もなからうと思ふんですけれども、考え方にどうもあまい感じがするものですから一問、二問行なつたわけなんです。

それで、続いてこの中身なんですけれども、一号と二号ですね、これは災害の関係、二番目は水源林の関係、これは林野庁としましては保安林行政を通じて相当経験を持つてきていらつしやるし、実績を持つていらつしやるからこれはともかくとして、三番目の環境ですね。環境を著しくこわすという場合には許しかならぬというふうに

すが、環境についての、林野と環境の問題についての実績というものは林野庁にあまりないんじゃないかと思ふのです。これはどういふような運営にされるのか、こまかい問題なんですけれども気になるわけですよ。一、二はいいいですよ。三ですよ。これはいままでも国有林、林野行政の中にないわけですから、なかつたと言つていいわけですから、これはどうですか、十分あるわけですか。

○政府委員(平松甲子雄君) ただいま先生から御指摘のように、災害の防止なり水資源の涵養なりという点につきましては、従来保安林行政で相当な行政の蓄積を積んでおるわけでございますが、環境の保全という点につきましては、最近問題になつてまいりました事項でございますので、行政蓄積はそれほどないといふことは先生御指摘のとおりであらうと思ひます。この点につきましては、私もどうもいたしましては、この運用にあたりましては、学識経験者の御意見も十分拝聴して運用してまいりたいと思ひますけれども、現在のところ、私もどうも考えております運用の具体的方針といつたしましては、この規定の趣旨といつたしましては、まあ「環境を著しく悪化させるおそれがある」といふことについては、まず開発行為が行なわれる森林が現に有している環境の保全機能をできるだけ客観的に把握いたしまして、当該森林の所在する地域の事態、特に集落であるとかまたは市街地の状況であるとか、保健保安林とか公園緑地等のような生活環境保全のための社会資本の整備状況を十分勘案いたしまして、開発行為によつて地域の環境を著しく悪化するおそれがある、しかもこの環境の悪化の程度が地域住民にとって受忍し得ない程度のものかどうかというようものを判断をして運用をしてまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 次に、先ほど私が大臣がいらつしやうなときに問題にいたしました昨年の、四十八年のこれは十一月一日現在で、時事通信が全国のゴルフ場の建設状況を調査して各県別に数字を出してゐる。で、総計として二十五万ヘクタール――開発済み、造成中、計画中というふうに分

えまして、ゴルフ場二千二百八十七と。そして面積として二十五万ヘクタールという数字を出しておるわけなんです。これは、まあゴルフ場だけなんです、それ以外にいろいろなレジャー施設といふものがたいへんあちこちにいまつくられておるわけなんです。そのつくられてゐる以外に、土地の、林地の買い占め、投機的な買い占めといふものがあつて、目に余るものがあるわけですね。で、この法案を準備されるにあつて、私は、当然どのような荒廃状態になつてゐるか、乱開発の状態になつてゐるかという点についての、その調査が林野庁として当然あるべきだと思ふのです。こういう法律を出されるのですから、当然さういふような調査をなさつてゐるに違ひないと思つたんですけれども、どうもその調査といふのはあまいなもののように私は受け取つたんですけれども、どうですか。

○政府委員(福田省一君) これは午前中にちよつと数字を申し上げましたんですが、もう一ぺん申し上げておきます。これは農林省構造改善局で調査しております中間報告の集計でございます。民間資本によりまして大規模な土地の取得の状態でございまして、五ヘクタール以上といふものについて調査したものでございまして、その中で山林の売買は約二十万ヘクタールでございます。これは各都道府県が把握したものを報告したものでございまして、これはすでに開発されてしまつたかどうかといふことではございせん、一応売買の対象になつたものを調べた数字でございます。

○鶴岡哲夫君 繰返し申し上げますけれども、林地が戦後の開発行政といふものによつてたいへん荒地にされたといふことは御承知のとおりであります。で、四十五年から四十六年、七年、八年とかけて、いま林業がさういふ投機あるいは買い占めあるいはゴルフ場、レジャーセンターといふような形でたいへんな激動を受けてゐるわけですね。たいへんゆさばられてゐる。このことが林業にとつても非常に大きな影響を与えてゐるわ

けですね。そういう中でこういう規制をされようといふんですから、当然林野庁としてどのような買収が行なわれたか、どのような建設が行なわれているのかという調査があつて、そしてその規制の考え方というものを出すのが私は筋だと思ふのです。構造改善局といふのは、これは農地を担当してゐるところでしよう。五ヘクタール以上といふようなお話でありますけれども、これは大きな資本といふのは、直接自分で買うこともありますけれども、小さな不動産に出資をいたしまして、金を出して、小さく買つてゐるところだつて一ぱいあるんですよ。私も鹿児島ですから、鹿児島でいろいろな買い占めが行なわれてゐますがね、小さな不動産屋が小さく買つてゐるんですよ。で、金はどこから出てゐるかというと、大部分は大きなところから出てゐるのです。いまおっしゃるやうに五ヘクタール以上なんといふやうな数字じゃとてもつかめないものだと思うのです。ですから、私は、どうもさういふやうな林業に非常に大きな、戦後最大の私は打撃を与えてゐると思ふんですよ、いろいろな意味で。それを規制しようといふ法案を出すのに、林野庁自身がその具体的な調査をおやりになつてゐないといふやうな感じを私は受けました。これは、先ほどから私が言つてゐるやうに、民有林行政に対する林野庁の姿勢といふんです、その欠陥をこれは示してゐるものではないかといふふうに私は思はざるを得ないですね。これ、答弁あります。

○政府委員(福田省一君) 構造改善局でまとめたとして申し上げましたんですけれども、これは山林等につきまして、もちろんそれ以外の農地とかいろいろな田畑その他の種目がございまして、一応取りまとめる事務は構造改善局ということで申し上げたのでございまして、当然これは林野庁も入つて調査いたしておることをつけ加えて申し上げます。これは、四十七年一月一日から四十八年十月三十一日までの間のものでございまして、なお先生御指摘の点につきましては十分今後注意して

まいりたいと思います。

なお、つけ加えて申し上げますけれども、林野庁でいろいろ森林の開発行為の状況について調査した結果について、一、二申し上げておきたいと思いますが、この態様別、規模別に件数、面積等調べたものでございますが、これは宅地造成、これが一町歩から十町歩とそれから十町歩以上と分けて調査しておりますけれども、その合計で申し上げますと、件数で三二％、それから面積比率で二一％、ゴルフ場につきましても合計しまして件数で二六％、面積で六一％、それから土石の採取が件数で二四％、面積ではわずかでございまして四％、こうなっております、いま申し上げましたこの三つの点が一番問題になっていてございまして、こういったようなことが統計上明らかにいたしましたので、いま申し上げたような三つの基準を設けてこれを判断するということにもなったものでございます。

なお、問題が出たということの内容別に一応拾ったものもございまして、そうしますと、問題の内容は土砂の流出による農用地などに被害を与えたというふうなものは合計いたしますと、件数で六一％、面積で五八％になっております。それから土砂の崩壊による道路などへの被害を与えたというものが件数で四％、面積では二％でございまして、水の量が非常に減少したことで問題になっているのが件数にしますと一％と六％、面積にしますと一％というふうになっておりまして、水の問題、水質汚濁の問題として問題が出ましたのは件数にしますと一％と四％、面積で九％、こういったような内容になっております。林野庁におきまして調査した結果で問題になってるところ、その開発の内容等について、その調査の結果を御参考までに申し上げます。

○鶴岡哲夫君 山梨の林業試験場の人が山梨のゴルフ場の開発状況について論文を書いていましてけれども、それを見ますと、山梨でゴルフ場六十カ所、それで面積が六千ヘクタールで民有林のほ

三％を占める、こういったようなことを言っていますね。ですから、山梨はいままでそういう意味の開発が少なかったところなんではないでしょうか、今度は中央道路のこともありまして、六十六カ所というふうなものを示していますね。それで、その人が書いてあるんですけれども、結論としていま申し上げた六十カ所六千ヘクタール、これは県としてもいろいろな規制をしているというんですね。ところが結論でいうと、実際は規制にならないところ言う。規制にならないというので、私もこの間静岡の掛川の森林を見ても、遊園地も見ました。ああいうものを見まして感じますことは、たとえばこの一土砂——一号の災害を発生させるおそれがあるというやつですね。これは実際そういう大きな資本であります、小さな資本はできませんが、大きな資本ですといろんなことをやりますね、これは仕事を。おそれがあるというのならちよこちよこ土どめやつたり、それからちよこちよこしたダムをつくったり、小さな池をつくったりなんかして、これやれるわけですね。それから山梨の試験場の人が言っていることは、林地で立ち木が占めている率がどうだとか、立ち木の量がどうだとかいう規制をするという、一そう結果的には広い面積を買われるというところに終わっている場合が多いと。それから三番目に出ておられます水の保全の問題ですね。「水の確保に著しい支障を及ぼす」場合という第二項の二号のやつがありますね。これも資本があるという、何かややるというわけですね。結局設計基準というものを定めることができるというわけですね。そうすれば、また何のことはない、大体その効果ないというふうなことを書いてありますね。

だから、私はそういうのを見ておいて静岡に行ったものですから、静岡に行つてあのヤマハの建設を見てみると、それはどう見ても——私はかつてあそこで林業調査したことあるんです。あの小笠原ですからね、掛川の向こう側。あそこ十日ぐらゐりまして、昭和二十三年ごろにあの辺の林業調査を、農村地帯をやったことあるんですよ。至るところに小ぢやなため池があったものです、小さな山でして、その山のふもとに、そういうのがみんなつづねちやいましたね。どうするんだらうと思うと、これはまた小ぢやな池をちよこちよこつとつくつていますね。それからくすねそうなどには、何かセメントみたいなものを吹きつけてありますね。そういう措置をしますと、つまりその設計に合うような形、こういうものに該当しない形がつくることができるわけですよ。だから規制にならぬという私は印象を非常に強く受けたですね。まあ書いたものを見て、実際ヤマハのやつを見てみて、これはとてもこんなものじゃないと。しかもそのヤマハのやつは、いよいよその面積が広がっちゃって、どえらく山から何からずうと買っちゃったという開発になっていきますね。だから私はこれを見ますと、どうもその規制にならないのじゃないかという感じが非常に持つわけなんです。

よ。あの小笠原ですからね、掛川の向こう側。あそこ十日ぐらゐりまして、昭和二十三年ごろにあの辺の林業調査を、農村地帯をやったことあるんですよ。至るところに小ぢやなため池があったものです、小さな山でして、その山のふもとに、そういうのがみんなつづねちやいましたね。どうするんだらうと思うと、これはまた小ぢやな池をちよこちよこつとつくつていますね。それからくすねそうなどには、何かセメントみたいなものを吹きつけてありますね。そういう措置をしますと、つまりその設計に合うような形、こういうものに該当しない形がつくることができるわけですよ。だから規制にならぬという私は印象を非常に強く受けたですね。まあ書いたものを見て、実際ヤマハのやつを見てみて、これはとてもこんなものじゃないと。しかもそのヤマハのやつは、いよいよその面積が広がっちゃって、どえらく山から何からずうと買っちゃったという開発になっていきますね。だから私はこれを見ますと、どうもその規制にならないのじゃないかという感じが非常に持つわけなんです。

しかも、先ほど私が申し上げたように、大体ブームはおさまっちゃったですね。もうゴルフ場もいままやそういうブームが去っちゃったですよ。それ以外のものについても大体去っちゃったですよ。もうそういうブームがなくなつたところにこの規制が出てくるわけですね。まあ、昨年出たのが一年衆議院であつたからでもありますけれども、それにしても、ちよこちよこ私は時期を失しているし、それから実際やってみても、そういう意味の大きな資本にかかつては三つとも歯どめにならない、押える力にはならないという印象を非常に強く受けているんですけれども、そうではないという説明をひとついただきたいです。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申し上げましたように、その一千万ヘクタールの普通林に対する規制でございまして、行き過ぎた乱開発を規制しようという趣旨から出たものでございます。きびしく規制しなきゃならぬ場合におきましては、当然これは保安林の制度を適用すべきものというふうにも考えるわけでございます。そういう趣旨で一、二、三号があるわけでございますが、特にいま御指摘ございました土砂崩壊の問題につきましては、これには「著しく」ということは入っておりますけれども、これは土砂の流出、土砂の崩壊そのものは災害そのものでございまして、そういう考えでございまして、水の問題につきましても、その与える影響というものは、伐採に伴う、伐採を少しでもいたしますればそれはやっぱりに水にある程度の影響があるわけでございますから、その点を配慮して行き過ぎを是正するという意味で「著しく」ということばを入れたわけでございます。

この二つの問題は、先生おっしゃいますように、従来の保安林制度でいろいろ検討もしてきたこととでございまして、ある程度これは科学的に基準を出す自信もあるわけでございまして、三番目の環境に関する基準は確かに御指摘でございます。環境問題はございまして、また最も慎重にこれに対処していかなきゃならぬところだと考えております。この問題につきましては一応内部でたいていいろいろこまかに検討いたしておりますが、次官通達でこれを全国に指示しまして、できるだけこれははつきりした基準をつくりたいんでございまして、先生御承知のように、北は北海道から南は沖縄まで、その森林の状態は、その地域によつて非常に差があるわけでございまして。そういうことも考えまして、これらの基準をつくるというのは、なかなか法律に入れるという問題は問題でございます。

特にいまお話ししたような次官通達にするわけでございますけれども、例をあげて申し上げますならば、レクリエーションの場としてその地域の人がその森林を利用しておつた、これは開発することによつて、その森林がなくなるといふことによつて非常な影響を受けるという場合には、何らかの規制をしなきゃならぬと思うわけでございまして、各都道府県で実施している事例

を見ましても、森林率を使っている例が非常に多いわけでございます。たとえば三〇%であるとかあるいは五〇%、県によって違いますけれども、そういう残存森林率ということも一つの基準と考へたいと思つておるわけでございます。先般ゴルフ場の問題につきましても、保安林解除の際にそういう考へ方を導入して、通達でこれを規制いたしておりますが、少なくとも四〇%の森林を残すというところを実は出してあります。これは一例でございますけれども、できるだけ科学的に残存率その他の基準を設けて、知事の判断しやすいような方向でこれを指導してまいりたいと思つておるでございます。

○鶴岡哲夫君 私はいまいつている立場というのが、やっぱり林業の経済機能の立場からいつておるものですかね。それから、書いてある林業試験場関係の人たちが、山梨のものを書いたり、栃木を書いたり、熊本を書いたりしていますが、そういう人たちがやはり林業の関係から考へておるんでしようね。私もそうすわ。林業の経済的な機能というものを重視した立場から考へておるんだから、まあこのしかし法案のたてまえはそういうじゃないすわ。林業の経済機能の立場から規制しようというんじゃないすわ。どう使われようと、林業でなくたってどう使われようと環境を害さなきゃいいと、それから洪水とかあるいは土砂くずれがなけりゃいいと、あるいは水の水源地が著しくかされるようなことがなけりゃいいということなんですすね、長官の考へも。私はちょっとばかりその点が違つておつたわけだ。

しかし私は先ほど申し上げた立場で考へておるもんだから食い違ひがありますけれども、そういうところから私の立場から言へば規制はできないと、これはほとんどできていくと。金がある大きな資本にかかっちゃそれは林地はほとんどつぶされていく。いやそれは林業の立場から言へばですよ、つぶされていく。規制にはならないということなんですすね、結局ね。まあ立場が違つておるわけだ。ぼくのほうは林野庁長官みないなもんだ、

これ。いやしかし林野庁長官も、それは林野庁長官だけじゃなくていろんなことを考へなきゃいけませんからね。林野庁長官としてもこれは経済機能の問題も公益機能の問題も考へなきゃならぬわけですから、その意味じゃ私のほうが古いのかも知れない。まあ私はそういう感じをもつたから言つたんですが、確かにそうすわ。

そこで、いま静岡の例なんかも私もちょっと出したんですが、静岡で聞いたところ——これは聞いたことなんですすかね。これは静岡の県の中にその市町村の面積の二%以上をこすような場合には申請を受け付けぬとか、あるいは緑地係数というのを出しておいて、それが二〇%こすようであると許可しないととかという行政指導をやつておるんですね。これは静岡の県の中にそういう審議会をつくつて、そこで論議してもらつてこういう指数をつくつて、そしてその指導をしていく。こういう県はこれはもう長官もおっしゃるようになります。このように県にすでに行なわれているわけですね。そういうものと、いま林野庁がお出しになる三つの基準というものの間に非常に矛盾が出てくると、林野庁のほうは低いというふうなことになる。これはまずいわけなんですけれども、そういうふうな心配はなさつていらつしやらないかどうか。

○政府委員(福田省一君) 確かに、先ほど申し上げましたと思いますが、各県ほとんど条例で何らかの形でそれぞれ規制しているわけでございます。その大部分を見ますと、土地利用に関する条例を設けるなどいたしまして、その内容は行政指導、そのための届け出制、さらには勧告制というものが多いいです。ただ、一例でございますが、岡山県のようなかなりきびしい許可制をとつておるものもございます。このように、各都道府県におきまして規制の方式が区々であることに加へまして、条例規制では私権の制限におのずから限度があることが本法の期待されているゆ

えんであるというふうに考へております。私から申し上げては釈迦に説法になるかもしれませんが、すけれども、現在の憲法では財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律をもって定めることとされておまして、二十九条第二項にも、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」というふうになつておることは先生御承知のとおりでございます。そこで、このように観点から、この法律が施行されました場合には、条例はこの範囲内で制定されるべきものというふうに考へておるのでございます。

現在設けられております都道府県の基準の中には、たとえば静岡県のよう、別荘地、ゴルフ場などの造成に関する審査基準、先生おっしゃいました審査基準などのように、そもそもこれは行政指導でございまして、許可制によるものではないんでございまして、緑地指数のような形で環境保全の機能に関する基準を設けておるものも確かにございまして。一方、森林法による基準は許可制としたものでございまして、規制としては強い性格を持つておるものでございまして。このうち、環境の保全の基準につきましては、今後環境をめぐるものもろの研究の成果などを踏まへまして、具体的に定める必要があるものでございまして、これまでの環境は、開発者が他人の森林が周囲にあるので、だからそれでいいんじゃないかと、自分の土地を全部切つてもいいんじゃないかというふうな感じを持つていた傾向がなきにしもあらずだと思つておるわけでございます。

そこで、環境保全の機能は森林以外のものでこれは代替することはむずかしいことは先生先ほどおっしゃつたとおりでございます。開発行為を行なうすべてのものが一定の割合の森林を残すようにするということも必要だと考へておるのでございまして。このような森林の残存率、それからその配置につきましましては、一つは、保全しようとする環境の種類であるとか、あるいは開発の目的とする方法であるとか、地域の土地利用の状況なんぞによりまして一定の基準を定めることとしたし

ておりますので、都道府県におきます規制と比べて決して弱いものにはならないというふうに考へておるところでございます。少しくどういふようございましてけれども、重ねて御説明申し上げたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 次に、大臣にちよつとお伺いしたいんですけれども、ことしの、四十九年度の林業関係一般会計予算、これが昨年の四十八年度よりもちよつと伸びるか伸びてない。御承知のように、国の一般会計予算というのが一九・七%昨年よりも伸びた。農林省の一般会計予算案につきましてもそれ少し差がありますが一九・二%ふえた。ところが林業関係の一般会計予算というのはいくらも伸びないですかね、ほとんど同じだという状態ですわ。昨年の四十八年の場合は、林業の一般会計予算というのは三五・何%伸びまして、伸びたという印象を受けたんですけれども、ことしはいま申し上げましたように、これは非常にふえないといつてもいいぐらゐのことになつておる。それは一体どういふことなのか。まあ林業が今日ほど経済機能の面につきましても、公益機能の問題につきましても、問題になつておるときはない。たいへんな大きな問題になつておるにかかわらず、林業の一般会計予算というものが伸びなかったということは、これはどういふふうに考へていらつしやるのか、私非常に不満に思つておるようなんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 林道、造林等は公共関係であります。四十九年度予算編成の大きな方針といたしましては、いわゆる総需要抑制という立場で、そういう趣旨から公共関係にいわば大きな抑制を加へるというたてまえ、これは物価を安定し、インフレ・マインドを防止するという立場からやむを得ない措置であらうと、こういうふうには私も考へて、それには協力するつもりであつたわけでありまして、林野庁の予算の中で林道が四・八%、造林はあまり伸びておりませんが、災害対策費を除きまして一・五%の伸びでございます。

す。そういうことでございまして、同じ公共でも住宅等は時節柄大体三・七割ぐらい伸びておりますが、私もどなたもいたしましてもこの点は決して満足いたしておるわけではございませんが、それでも最後に留保いたしておりました財源を各省の必要な事項に取り上げる場合におきまして、配分をいたします場合におきましては、林道、造林に特段の配慮をいたしまして追加をいたしたと、こういう結果でございますが、全体としてはいま申し上げましたような事情で、公共関係は伸びが非常に少なかったということは否定できない結果であります。

○鶴岡哲夫君 私は先ほど申し上げましたように、林野の一般会計は公共事業が大きな比重を占めておりますから、したがって総需要抑制という形で全体の中でこれを押えられる、したがって伸び率が一割を切ったという状態だと、それはわかります。ですが、公共事業の中でも住宅関係とか、生活環境関係については、たいへんな伸びをしているわけですね。三〇％をこすような伸びをしているわけですね。ですから私は、環境整備の問題です。これからの長年にわたる環境整備の問題でありますし、さらに木材問題についていえば、これはもう木材を、国内の財産を何とかしなきゃならぬという非常な気持ちのあるそういう時期に、これはやはり若干の生活環境みたいな形のものの一つとして扱って、公共事業の抑制だけけれども、総需要抑制で公共事業は一律に押えるけれども、林業についてはそうじゃないのだというよりは、基調があつて、ある程度の伸びを示していくというのを期待をし、考えておいたわけですね。その意味から、一割たらずの伸びでは、はなはだ不満足という考え方をしているわけなんです。大臣の考え方はわかりました。私はそういう考え方でいるのですから、不満足である、こういう結論を申し上げておきたいと思つています。

それから、林業の経済機能の中心的指標と言われまます造林とそれから伐採ですね。この二つが林業の経済機能の中心的な指標になるわけですね。

が、「林野時報」という林野庁の行政の機関誌みたいなものですが、「林野時報」というのをちょっととめてみますとね、造林も停滞の様相が濃いと、停滞の様相が濃いという言い方なんでしょうね。——停滞の色が濃いなんというところじゃないですか。停滞の色が濃いなんというところじゃないですか。衰退の一端をたどつておるもそこら辺の考え方が、何か、事実は事実なんです。ですから、ですからもう少し「停滞」というのは、とどまつていふという言い方じやないか。停滞の傾向が濃厚であるなんという言い方じや、どうも私には納得できない。私の手元にありますこの林野の統計要覧を見ましても、それから「林野時報」に出ております統計資料なんか見ましても、造林面積というのは、これはほとんど減つておるじやないですか。これは国有林も民有林も合わせまして、日本の林業全体として造林面積は、三十七年に六十五万ヘクタールというのが造林されておつた。それが四十年にはすでに六十万台を割つてしまつて、さらに四十六年には五十万台を割つてしまつて、そして四十七年には四十九万、四十九万、四十七年にはもつと減つておるでしよう。ですから、非常に直線的に減つておるんです。国有林と民有林と合算して日本全体林業として見て、造林面積というのは直線的に減つておる。それを林野庁自体は、「林野時報」の中に、停滞の色が濃いと。何が停滞だ、衰退の一端でしよう。そういう点を私ははつきりすべきだと思ふんですよ。何も林政を、おたくがやったことを擁護する必要はない、現実には直線的に、減少しておるわけですから。特に民有林の場合の減少はひどいんですね。再造林なんかは、わずかに四十年から四十七年の七年间に七〇％減つておるんですよ。切つたら切りっぱなしになっていきます。三〇％です、民有林の再造林の場合は、ほとんど減つておる。停滞どころの騒ぎじゃない。停滞はとどまつていふという意味でしよう。どんどん減つておる。そういうことを書かなければいけません。大臣も御存じない。そんなものを見ていらつしやると、停滞の色

が濃いか、うんそうか、とどまつていふか、といううな話じやないかと思つておる。だめじやないですか。民有林の再造林の場合は、直線的で三〇％になつておる、七〇％減つておる。ですから、そういうふうに変更してもらいたい。停滞なんという言葉を使われたんじや、大臣の認識にならない。私はそう思ふますね。そこでその造林がこれだけ非常に減つておるんですけれども、どういふふうにかへていらつしやいますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 全然予算がつかないというところから衰退の一路と言へるかも知れませんが、若干でも伸びて、対前年度比少なくとも同額よりは上昇しているわけでありまして、やっぱ仕事は継続するわけでありまして、したがって、停滞というところだろうと思ひますが、私も少し角度を変えて考えてみまして、森林の目的は、この法律にもいろいろ書いてございまして、国に、国土保全、環境保全等大事な任務を持つておるのが森林でございまして、これは率直に申し上げて、私は従来農林省の予算の中でも十分に林野の關係については予算が取れておつたとは思つておりました。そういうところから若干のネックがあつたといふことを率直に私も認めるを得ないのではありません。林野は周期的にやっぱ伐採してまゐるんですが、林野は周期的にやっぱ伐採してまゐることが林野を保全する意味においても必要でありますし、また、木材供給という経済的目的にも合うわけでありまして、長い目で見ますといふと、私は実はわが国の建築様式がどういふふうに変わるか知りませんが、おそろしくいま六割程度外材に依存いたしておりますけれども、こういうことがはたして将来可能であるかどうかといふことを考えますと、非常に不安になつてまゐるわけでありまして。

御承知のように、アメリカも、カナダも木材關係の輸出についてはかなりきびしくなつてきております。それから南方その他でわれわれが頼まれて協力しようとしておる森林の計画もございまして、けれども、なかなかこれは何十年と要するものでありますので、しいて求めれば、ソ連材等がある程度役に立つかもしれないが、そういうことを考えてみますと、私はやはり農林政策の中で、林業に特段の配慮をしなければならぬ。いまにしてそういうことをしつかりやらなければいけないのだといふことにつきましては、林野庁も私も全く同じ考え方で進もうといたしておるわけでありまして、予算の場合などにおきましても、そういう考え方で努力してまいりました。一昨年もそうでありまして、昨年もそうでありましたが、今回四十九年度予算では、先ほど申し上げましたような事情で若干の停滞を見ましたけれども、これは長期の計画をわれわれは持つておりますので、多少この緩急の度合いは、そのときによつてあるかもしれませんが、究極において私どもは、ただいま申し上げましたような国際情勢の中における森林政策を考えてみまして、われわれ、いまにしてこの土台をしつかりしなければいけないのだといふ考えはみな固く持つて、そういうつもりで対処しようといはしておるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 林野庁長官でございますか。

○政府委員(福田省一君) いま大臣からお話ございましたので、特にございせんけれども、私からは原因等に触れてちよつと御説明申し上げたいと思ひます。

一つは、国有林と民有林と分けてございせんけれども、国有林の場合は、おむね伐採量を減少いたしました理由は、公益的な機能を考慮しまして、最盛期の伐採量からおよそ三割ぐらい減少いたしております。ということ、伐採量の減少によつて、しかも大面積皆伐を少なくしたことによつて造林量が減つたといふことはございせんけれども、おむね国有林の場合は計画的に伐採と造林をいたしております。

問題は民有林でございせんけれども、民有林の場合の人工造林地については、停滞でなく衰退だらうとおつしやいます、まさに民有林の場合には、確かに減つてまいつております。その原因は幾つかございせんけれども、最近の一番大きな原因は、やはり数年前からの材価の低迷といふこ

とが一つあったのでございます。木材価格は、最近この結果についていろいろ批判もございすけれども、一昨年から非常に上がり過ぎたんじゃないか、というぐらいい上り上がった結果、ある程度民有林の伐採が進んだことは今回の白書にも出ておるのでございすけれども、一つの原因はそういった材価の低迷がございす。それからもう一つは、労働力の不足の問題があったのでございす。この労働力も、やはり主としてここ数年薪炭林において製炭に従事しておった人たちが急速に減少したということが労働力の減少の大きな原因でございす。で、昭和四十七年度にようやく少し——これが減少の形態の傾向が出まして、少しふえております。四十八年度の統計はまだ公表されておられませんけれども、これがまた少しふえるという傾向にはございす。内容としては、ある程度専門化し、長期化してはおりますけれども、やはり急激な減少の方向は、ある程度Uターン現象等もございまして、とどまっております。しかし、それで安心はできないのでございすけれども、そういったことで主として材価の低迷、それから労働力の減少ということについては、若干の明い解決——明いといつては適正なことばではないけれども、それと、そういう傾向が出てまいっております。

これはまあ、そういった再造林につきましても、なお助成の方面におきましても、計画的に伐採し、計画的に造林したものに付いてはこれを補助するという優遇措置も講じてまいりまして、こういった点についての今後の見通しはある程度明るくなるとは思いますが、ただ、いかんせん、やはり伐採に適する木の、造林木のそういった適齢期の木がいま非常に少ない。たとえば四十年生以上は一割ぐらいしかございせん。そういったふうなことの大きな原因はございす。

以上が人工造林地についての概略でございす。もう一つは、天然林の中でも特に低質な天然といわれておった薪炭林でございす。これのいわゆる樹種をかえて針葉樹にかえていくという、

こういう拡大造林と申しておりますが、これもやはり同じような原因で停滞の傾向があったのでございす。それで、これに對しましては、鋭意予算措置等、その他の助成措置を講じてまいりたいと思ひまして、四十八年、四十九年度にまたがつて、特にこの低質広葉樹林の伐採につきましては、これは売れないものが相当あるわけがございまして、そういったものについては地価を下げると、もう一つは、そういう助成措置を講じたり、その他計画、制度の導入等によりまして、この計画的な伐採、計画的な造林ということを進進してまいり、努力しておるところでございす。

確かに先生御指摘ございましたように、この造林の停滞ということにつきましては、いろいろの原因があるでございすけれども、それらの原因を究明いたしまして、助成措置あるいは予算措置を講じてまいり、今後とも努力してまいりたいと、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 いま長官がおっしゃる通りに、造林の關係が、どんな面積が少なくなった。それは、国有林が最盛期に比べて三割程度伐採が少なくなる。したがって、裏返せば造林が減るということになると思うんですが、民有林の場合も、もつと民有林は造林が減つておるわけですね。非常に勢いで民有林の場合には減つておる。先ほど私が申し上げたように、再造林の場合なんかも面積にして三割ぐらい減つておるんですね。非常に減つておる。それから今度造林、伐採の場合を見ましても、これはもう民有林と国有林を合せてみまして、これもほとんど減つてきておる。特に民有林の場合の伐採の減り方が多い。四十年から四十六年の間に七六%伐採率が下がつておる。それから、国有林と民有林を合せてみて、やっぱり七六%か七割ぐらいの減り方なんです。ですから、林業の生産機能の中心的な指標である造林の關係がずつと減つてくると、さらにその裏返してくるといふことになりす。そうすると、これは日本の一休林業は、国有林、民有林も含めて、

どういふふうな状況にあるのか、これはだから衰退の一途をたどつておるというふうに見えなからぬのじゃないかと私は思ふわけですよ。国有林は三割伐採を減らしたとおっしゃるけれども、全体として見た場合に、日本の林業というものが経済機能としてはこれは衰退傾向にあるというふうに見えなからぬのじゃないか、こういうふうに見るわけですね。

そこで、先ほど大臣のおっしゃつたようなお考えは私もそのとおりだと思ひます。大臣のおっしゃるのとおりだと思ひます。一生懸命やつていただいたいの思ふわけですよ。ただ問題は、こういう日本林業が全体として経済機能がどんどん落ちてきておると、しかしそれは、価格は上がつておる。需要はものすごく増加しておるんだけれども、価格も上がつておるんだけれども、そういうものはだんだん減つてきておる。それだけに、国内において林業の経済機能というものを直直そうと、何か国内でできるものはやつてもらいたいんだという感じも非常に強いと思ふんです。林家はそうじゃないと思ひます。林家はおそらくそんな気持ちはないですよ。林業者は、至るところで開発が始まつておる。里山も買われておる。ですから、そういう中で林業をやろうとは思ひません。それは農地以上に財産として保有してあるでしょう。ですから、もう木なんか植える必要は何にもない、林業意欲なんてなくなつておるでしょう。待つていけばいいわけですよ、というぐらゐの気持ちが多いのが一般的じゃないかと思ひます。

ですが、林業政策として考えた場合に、何としてもここでやはり日本の林業というものを考えなきゃいけないというところにあつて、今度はもう一つ、いまお話しのような環境の關係から、つまり公益機能というものを非常に強く認識しなきゃならぬ、その考え方がまた国民の間に非常に強まつておる。二つのものが出てきておるわけですね。その場合に、私は、どうも公益機能のほうは非常に前に出て、そして林業というものは

はだんだん薄れてくるのじゃないかという心配をしておるわけなんです。これは、林野庁としても私の考えと同じだと思ふんですが、やはり両方の機能というものは、基本には林業が経済機能を円滑に發展させていくという、その中で公益機能というものを十分果たしていくというものでないかならぬと思ふんですよ。その場合に、二つこう出ておる。日本の林業というものはだんだん衰退するのじゃないかというところに持つてきて、公益機能というものがぐんと出てくる。さうすると国有林は切りやめなきゃいけないと、切ることをやめなきゃいけないと、そういうことを減らさなきゃいけないということになつてくるでしょう。こつちのほうが出てくるものから、衰退一方の林業というものはますますいまの状況の中では衰退に追い込められるのじゃないかという私は心配をしておるわけなんです。それについて一体どういふふうにお考えになつておるのか、長官のひところえ方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(福田省一君) 私が先ほど伐採量の点だけを少し強調し過ぎたきらいがありますので、もう少し御説明申し上げたいと思ひますが、むしろ内容の問題でございす。

先生御承知のように、昨年の二月閣議決定を見ました資源の基本計画におきましては、日本の二千五百万ヘクタールの森林の内容の問題でございすけれども、現在二十億立方メートルでございす。さらに五十年先にはこれを約倍に近い三十六億立方に資源の内容を充実しようとして、そうしてできるだけ自給率を高めてまいらうという、そういう一つは経済的な機能を高める意味での充実をしようという、そういう考え方もあるわけでございます。一方、昨年の二月に閣議決定を見たおし上げもあつたけれども、その理由の中には、その以前につくつておったのを実は変更したわけがございす。これは、森林資源をもちろ公益的な機能を考えるということもございす。たけれども、いわゆる木材ということを中心にしてこの自給率を高めようというところに重点を

置いたということがあったので、昨年の二月に、公益性を重視した新しい施業法を取り入れまして、それで閣議決定をしていただいたというのが新しい資源基本計画でございます。

いづれにしても、たとえば水源涵養保安林のような例をとりましても、この水源涵養機能は非常に大きい森林というのはいくつかあるかと、必ずしも放置しておいた禁伐林というものでございませぬ。やはり若い生長力の旺盛な森林は水をためる、いわゆる腐植の層も厚くなりまして、あるいは土砂崩壊防止する森林の機能というものが、若い林ほど、生長力の旺盛な林ほど根も非常に深く広いというふうなことも配慮して、そこで経済性というのと公益性というのの調和するというところで、究極にいつては一致するという思想に似た考え方が、昨年の二月の衆議院の基本計画に一応入っているというふうに私は思うわけでございます。

そこで、そういう森林を造成するために、それは大きな一つの基本計画でございすけれども、国有については地域施業計画、民有におきましては地域森林計画、それぞれ県なり国なりつくりまして、それを一体とした計画を今度全国森林計画で流域ごとに定めようと、こういうふうな考えでございす。そういう目標に向かって伐採をし、そしてそのあとを造林していくという活動でございす。ですから、伐採量が落ちますけれども、非常に超伐期になった森林を考えているというところも一つの中心でございす。ですから、一番経済性を高度に発揮し、公益性を高度に発揮するというところで調和した考え方が実は基本計画にございすので、それをもとにしまして伐採行為をし、そのあとの造林行為をするということでございます。国有林が減ったと申し上げたのは、量的に申し上げるとそういう内容を含んでおりますし、また民有につきましても、そういう考え方で指導してまいりたいと思うわけでございす。

そういうふうにして、内容を長期間にわたって

充実し、足らぬところは外材にそれを仰ぐという考え方に立つものでございすけれども、いづれにしても、計画的に伐採する。どうしたら計画的に伐採できるかということが常々私たちの頭にあるものでございまして、午前中に御指摘を受けました、非常にちっちゃい山持ちの人たちが、どうして計画的にこれを伐採し、造林するか、そういう施業をやっていたかということ、やはり属地的な先生からいままさる気がついたかというおしかりを受けたわけでございすけれども、そういうことを森林法の中で強力に配慮してまいりたいと、こう考えておるところでございす。お答えになりましたかどうか、私見を、考え方を申し上げたわけでございす。

○鶴岡哲夫君 私、まあ従来の長い間の森林の経済機能中心の考え方からいいますと、いまや公益機能と経済機能ですね、これは逆転したような感じを強く受けているわけなんです。――逆転したんじゃないかというぐらいに。それはいままであまりにも経済機能中心という方が強かったです。それから、それに対して今度は急速に公益機能というものが出てまいりましたから。何となくその意味からいえば、従来の森林の生産力を高めていくという、生産力を増強していくという、そういう経済機能というものと公益機能というものは逆転したと、まさに逆転したという印象を非常に強く受けたわけです。それだけに、これからの林業政策というものは、ほんとうに先ほど大臣がおっしゃったように、きびしい態度で臨んでいってほしいというふうに思うわけです。

もう一つその観点で申し上げたいんですが、いままでは林業の生産力中心の考え方でしたが、ですから林業の林地の所有者あるいは林業を営んでいる者――それは森林は私的な資本であったわけですね。ところが、最近になって急速に公益機能というものが重要視されてくると、いまや国民的な森林の公益機能というものは知っておるようになってきています。そうしますと、森林というのは自分の所有のものだけではなく、自分が

つくっておるものなんだけれども、私的なものなんだけれども、同時にそれは公的な資本みたいなものが大きく上からおおいかぶさってきているという感じが非常に強く受けるんですね。そういう意味からいって、林業経営者というものはいんな意味のこれは制約を受けてくるといふふうには言わなきゃならぬんじゃないでしょうか。そういうふうになると、これからの日本の林業というものを考える場合に、そういう立場に立つて林業政策というものを再検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。森林そのものを単にいままでみただけに、これは自分個人のものだといふだけで済まなくなっちゃったでしょう。緑はそれは置いてもらいたい、これは水のために置いてもらいたいんじゃないかと、いろいろあるでしょう。国民の健康のために置いてもらいたい、切らんでくれ、あるいはもっとよくやってもらいたい、いろいろな公的な公益機能の立場からの要請というのには非常に強くなっているわけです。それだけに森林所有者というものは自分の私的な財産に對し、いろいろな意味の規制といいますが、ともういふのを受けてくるわけだから、だから単なる従来の林業政策じゃなくて、もっと積極的にそういう意味を踏まえた林業政策というものを考える、再検討する必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

この森林法の審議をしますときに、一番初めに片山さんのはうから出ましたですね、犠牲をこうむる面が出てきています。したがって、そういう面について何らかの公的な負担といいますが、そういうものの必要があるんじゃないかと。観光道路をだれも見に来ているわけじゃなくて、道路を見にきてはいるわけじゃなくて、やっぱりその森林を見たり、緑を見たり、静かな山を見るために来ているわけですからね。道路を見に来ているわけじゃないんだから。そうすると、そこそこはやっぱりそれだけの価値があるからですね、だからそういう意味でまた制約を受けてくる。そういう

う意味で私はもう少しもっと根本的に、林道にしても、あるいは造林にしても検討し直す必要があるんじゃないかというふうに考えるんですけれどもね。これはまあどうですか、長官どういふふうにお考えになっていきますか。

○政府委員(福田省一君) その点につきましては、先生おっしゃいますように、私も全く同じように実は感ずるわけでございす。特に森林の機能の中にそういう公益的な性質があることは、いま急に始まったんではなくて、もともとあるわけでございすけれども、国民の皆さん初めて最近そういう点に気がついて非常に強い期待を森林に寄せられるというところは、まことにけっこうなことだと私は思っているわけでございす。ですから、当然従来のように、森林は切つてそれで住宅、あるいは紙の原料になる木材を生産すればよろしいというもののじゃなくて、森林そのものとしての価値を考えて保存すること、またその内容をよくしていくことを考えなければなりません。そうしますと、やっぱり山を持ってる人たちの権利を制限することになるわけでございすから、それに対するいろいろなやはり助成策というものも考えていく必要があると思うわけでございす。特にあと地の造林等につきましては、その補助制度であるとか、あるいは税制についてのいろいろな免除の措置であるとか、あるいは融資等についての措置、あるいはまた買い上げ制度と申しますか、いづれこの点につきましては保安林の整備臨時措置法の延長をお願いするわけでございすけれども、そういういろいろなものはやはり助成策というものをさらに強化していくことが最近の情勢に対応することであらうというふうに私も痛感しておりますし、またその点に努力してまいりたいと考えているところでございす。

○鶴岡哲夫君 この間、運輸委員会と私がおります公害策特別委員会との合同審査がありまして、大阪の空港の騒音ですね、大阪の空港の騒音についていろいろな犠牲者が起っている、それに対する補償問題等も出ておまして、運輸大臣は受益者負

担でと言う。飛行機に乗ってあそこに着く人から若干の金を取って、というふうなことも言っておりました。その方針のようですね、たいへん問題があると思ひますけれども、ですから私はこの森林について、そういう公的機能、公益機能から利益を受ける、そういう受益者負担といひますか、利益を受けている者から負担がある程度取るということだとして考えても何もおかしくないような気がしてしようがないのですけれどもね。まあそれは別にいたしまして、もっと積極的に、造林の問題にいたしまして、林業政策の問題にいたしまして、もっと積極的に補助率の単価を上げた方がいいじゃないかと私は思ふんです。もっと上げた方がいいじゃないかと、公的機能というのでたいへん果たしているのだから。まあ林野庁の計算ですと、公益機能に十二兆円で、か、というのをはじかれました。これはもつともだとうなすけです、十二兆ぐらいあるだろうと思う。林業の年間の所得というものは四千幾らです。二十数倍のものをくり出しておるわけですね。その公的機能については何らの負担も森林所有者にはないわけですね。ですから、森林経営者、森林の所有者に対する、特に私はそういう意味を加えて補助率なんかも引き上げていいんじゃないかというふうに思ふのです。林道と農道と比べると補助率は違ふんだそうですね。農道のほうがいいんだそうですね。林道が安いんだそうですね。これも困ったものですね。私は林道は上げていいと思ふのです。これは補助率じゃなくて補助率と言ふんです、低いんだそうですね。ですから、そういう面の林業の全体についてぜひ検討してもらいたい。

私は先ほど問題にいたしましたんですけれども、やはり民有林行政というものがどうしても弱体であるというふうに思ひます。先ほど大臣がいらっしゃらないときに、この問題を林野庁に伺ったんですけれども、林野庁はいま三万七千名の定員を持っております。これは国有林という七百五十万町歩の国有林を経営しておるわけですから三

万七千名という定員を持っております。しかし同時に林野庁は、国有林を経営すると同時に、一千六百万町歩に及ぶ民有林の行政を行なっている。その民有林の行政を行なっている職員は何名おるかと同じところ、この三万七千名の中の三百七十名ぐらいの者が民有林をやっているとおっしゃる。その三百七十名で民有林の行政をやっているという事。そういうことで、私は、いろいろな意味で今日民有林行政をプランクにしている面が多いと思つております。国有林の二倍——二・三倍ぐらいの広さを持っております民有林、最も荒れている、荒廃しておるのもまた民有林であります。それに対する民有林行政というものが非常に弱いという印象を非常に強く受けておるわけですね。

具体的にいろいろな点をあげまして申し上げましたが、一つ重ねて申し上げておきます。という、いままでの民有林の一つの重要な背景をなしております個々の林業者が、個々の森林所有者が、つまりこの林業政策、これが認定の実績というものが非常に低いのです。もう非常に低い。これもやはり私は、民有林行政というものの対する機構とそれから組織というものが弱いという点だと思ひます。最近保安林行政というものがたいへん問題になりました。保安林の解除要請というものがたいへん多くなつておるんだそうですね。ものすごく多いんだそうですね。そうして、いまや保安林行政と言ふ人はいなくなつて、保安林行政じゃなくて解除行政だ。保安林を解除、解除という事で一生懸命林野庁がやっておるという話なんです。まあそれは別にいたしまして、これはたいへんな数があるわけですね。そういうものを処理しなければいけない。また、これからこの属地主義の施設計画案というものを一つつていかなければならぬとなつて、いまの民有林の対策というものは、民有林行政というものは非常に弱いというふうに思ひます。

この乱開発を防げなかつた一つの理由として学者連中があげているのに、民有林行政というのが

市町村の行政の中に入つてない、非常に薄いと云うのです。そういうのを一つの例にあげておきます。もし市町村長が民有林行政というものに取組んでおつて、林業というもののこともとつと認識があつたら防げたのだらうと、防げたのじゃないかという事を言つておられます。ですから私は、民有林行政というものは非常に弱体であるという点を、機動的に、人員的に、予算的に考える必要があるんじゃないかというふうに思つておられますけれども、その点について大臣のお考え方を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 民有林に対する助成、それから指導等、これは林野庁もいまは本気でやっております。まあ私も山の中での生まれでありまして、わりあい森林地帯が多いわけでありまして、私どもの関心しております。範囲では、民有林でも若い後継者がかなり一生懸命でやつておるものがあります。しかし、これはなほ、いまだお話承つておりました、市町村がどれだけの力を入れておるかというふうな事について私あんまり知識を持っておりませんが、これは民有林の面積のほうは国有林よりはるかに大きいのであります。また、そういう民有林が今度のこの法律によりまして開発計画等についても規制を受けるわけでありまして、そういう方面には特段の配慮をいたしまして、やっぱり民有林がしっかりしてやらなければならぬのであります。それから、そういう点に力を入れてまいることは当然なことだと思つております。なおこれから一段とそういうことに努力を傾けてまいるようにいたしたいと思つております。

○國會議員(若君) 最後に森林組合のことについて伺ひたいわけですが、森林組合が、まあ森林組合の系統といたしまして長年にわたつて森林所有者を基盤にした協同組合のようなものになつてくると、単独立法としてやりたいという希望を長年持つていらつたことは、これは林野庁長官はじめ農林大臣も御承知だと思ふんです。で、今回せっかくの機会であつたわけですから

も、この問題が単独立法という形にならなかつたわけですが、ただ、森林組合の事業が拡大をいたしてまいつておりました、いまの農協がやつてい事業と同じようなものが森林組合がやれるという点、大きく言ひまして三点ほど事業を拡大をしてきています。その意味では山林——林地におきますところの総合的な組合としての機能を非常に濃くしているというふうに思ひます。また、森林組合の目的が今回改正になりまして——従来は御承知のようなことで森林を造成をしていく、それに付け加えて、まあそのことによって森林所有者の経済的社会的な機能を高めるんだということ、まあ二つの目標になつておつたんですけれども、今度は改正が行なわれまして直接の間接的な目標になつておつたんですけれども、今回は直接の目標にもなると、その意味ではいまの農協あるいは漁協等に類似した協同組合の性格というものをより一層強く持つてきてると、こういうふうなまあ考えております。で、これから——そういう意味で今後そういうような単独立法あるいは協同組合という方向へ向いてきてると思ふんですが、これからそういう方向にさらに検討を進めていかれるのかどうか、その点について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) お話のございましたように、森林組合は森林所有者の協同組織でございます。農協と同様の協同組合の性格を持っておりますことは申すまでもございせんが、それだけでなく、森林法に基づきまして森林施設の合理化とそれから森林生産力の増進をはかるという、先ほどからお話のありました公益的役割をもあわせ持つておる組織であると存じます。そこで、森林組合制度をこの森林法から分離いたしました単独法といたしますことについては、この森林組合を単に経済的な協同組合に純化しなければならぬというふうな法律制度的な問題がございまして、最近のきびしい森林——林業事情の変化を背景といたしまして、公益的機能と経済的機能とをあわせて持つておる森林組合の役割に対する期

待が一そう高まっております次第であります。そういう状況の中でございますので、公益的役割りを希薄にするような性格の変更については、私どもはいまのところ適当であるとは考えておりませんが、しかし、この問題につきましてはさらに慎重な検討を要する問題ではないかと、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 悪口を言う人は、森林法というのは三つの柱でできている。一つは営林、もう一つは保安林、もう一つは森林組合、この三つの柱によってできている。三本の柱の中の一本を取るといふと困るんだという話もありますけれども、しかし、これは二本の柱と云ったって人間だって二本足で立っているから、三本なくともいい。あるいは、それを除くという、森林法が何か、がらあきになるというような感じもあるようだけれども、そんなことはないわけで、これは森林法というのは、ますます営林の関係におきまして、保安林の関係においても重要な問題でありますから、どうということはない。ただ、私は森林組合が森林法のワックの中、かきの中、いままでもワックの中にはまっとうであるというところは、いつまでもたつてもこれは森林組合、そういう組合として伸びないというふうに思いますね。

民有林行政について、私は先ほど来民有林行政が林野庁においては非常に弱いと言ったが、もつと悪口を言いますと、いま林野庁なんて言う人は大抵いらないんじゃないんですか。これは国有林庁、言うならば、それは人間の数から言ったって三万七千の中の三百七十名ですからね、民有林なんかやっちゃいけないというふうに言っているんじゃないんですか。営林局はありますけれども、これは民有林をやっておるわけじゃないし。ですから、そういう民有林行政の弱さといえますか、をそもそ森林組合が担当させられているという面があるんですね。沿革的にいって、森林組合というのが土地所有者によってできてるし、強制加入であつたし、それから不平等な裁決権を持っておつたし、というように、土地組合的な性格というものを強

く持ってきた、その沿革は十分わかるわけですよ。いつまでもその沿革にとらわれているのはどうか、やっぱりひとりで立ちまわすべき時期に来ている。や基盤が弱い弱い、農村にたいに、農協みたいな基盤が弱い弱いという話があるんですけれども、それはそういう中に入れておつたらいつまでもたつてもひとり立ちにはできない。

しかし、森林組合でも十分活動しているところありますよ。私は先ほど申し上げました静岡の掛川林業に行きましたが、りっぱなものですね。十分経済基盤あります。信用業務もやっても、預貯金業務もやつたって、何やつたってけっこうです。これ。そういう力のある森林組合というのはあるわけですよ。相当あるわけなんですから、そういうところを見ていきますれば、私は単独立法として森林組合、協同組合にしたいする必要があるんじゃないかと、する必要があるというふうな考えでいるんですけれどもね。大臣は長年の伝統あるものから、沿革あるものから林野庁的な頭になつていらつしやるかもしれないけど、私は林野庁とは関係ありませんから、全然関係ないものですから、林野庁の頭にはなつてない。——いかにぬです。手足にしちゃつて。古いです。昔の農業協同組合というのは、御承知のように、政府の手足になつておつたです。戦後あれをえまして御承知のとおりです。——農会というのがございまして。これは政府の別働隊だというふうな言われてきました。この森林組合も、そういう性格を負わされているんです。

それがあつたものだから、民有林行政というのは林野庁と農と森林組合でつくる。どうも民有林の行政というのは非常に弱いという感じを非常に強く私は持っているんですけれどもね。だから、これを単独立法で協同組合にするということが——森林組合がいろいろいま行なつております事業。共済事業もやっておりますし、その他の事業もやっておりますが、また、これからやらされようとする、法律の改正によって新しくいろんな仕事をやることはできますけれども、協同組合やるこ

とによつて有利にこの仕事ができるんですし、そのことによつて私はいまの、先ほど大臣がおつした公益機能というものも十分果たしているというふうに思います。そういうふうな私は思つておるんですけれどもね。長官、どう思つていますか。大臣の話はわかりました。大体同じだろけれども、もつと事務的に話をしてくださいます。

○政府委員(福田省一君) これは、森林組合からの長年の強い要望でもございまして。その点は私重々承知いたしております。毎年何回か大会その他で呼びつけられて、いろいろな要望も受けておるわけでもございまして。私で足らぬところはもつとこまかに、事務的に林政部長にまた御説明してもらいますけれども、やはり農協と比較してだけ判断するのは先生おっしゃるやうに、それは早計かとおっしゃいますけれども、やはりいまのところでは、この事業の拡大その他いろいろと森林組合が活動できる基盤の育成、ということに重点を置いた改正でございまして、もう一つは合併の問題もございまして。で、日本には、いま森林組合はだいたい合併して約二千五百近くになつておりますけれども、たとえば外国のスウェーデンの例みたいに非常に、十台の数のところもありまして。だんだんやっぱりそういう合併を強化いたしましてそれで力をつける、もうそろそろおつしやるやうに、段階にまつとあると私は思つております。で、この信用事業の問題といたしまして、問題、共済の問題、非常に強い森林組合の要望などいずれもまだそれぞれ検討事項として残されておることは、私も非常に残念に思いますけれども、この法律を芽にしまして、まず力をつけて、できるだけ早い機会にこれをひとり立ちさせるやうにしていきなさい、こう思つておるわけでもございまして。あまり事務的でなかつたかもしませんが、林政部長にひとつ補足させます。

○政府委員(平松甲子雄君) 私から事務的にお答えを申し上げたいと思つて、森林組合の性格につぎましては、先生御指摘のやうに森林所有者

の共同組織であるということでもございまして、純粹の経済団体に純化していくということになりますと、まあおおむね農山村ということでもございまして、林家も農業をやつておるといふやうなことでございまして、森林組合の組合員がおおむね農協の組合員になる。そうしますと、同じやうな条件の経済団体が二つ併立するということになりますし、それから森林組合の性格として、先ほど長官からお話を申し上げましたやうに、森林の有する公益的な機能というものを森林組合が独特に持つておるがゆゑに、森林所有者の共同組織といふことになつておるわけでもございまして、森林組合のそういうふうな公益的な機能というものを發揮していくというやうなことからいいますと、純粹の経済団体にすることがいいのかどうかという問題が一つあろうかと思つて。たとえて申しますと、農村の場合は農協のほかに土地改良区であるとか、農業委員会とかいう性格のものもございまして、山村の場合は、森林に関する限りそういうものが森林組合で一元化されておるといふやうなことでもございまして。

それから沿革的に申しますと、施業案の編成というのを森林組合が前やつておつたわけでもございまして、二十六年の改正の際に、それは森林組合から一応離されたというところでございましてけれども、先ほど来先生御指摘のやうに、森林施業計画というものを属地的に編成をしていくということが必要ではないかということ、今回の森林法の改正でそれを織り込んでまいらるわけでもございまして、その際その担当をする団体というのは何だということになりますと、おそらく森林組合以外にないんじゃないかというやうに考えられます。森林法の中で森林の公益的機能と申しますか、森林の生産力の發揮という点について森林組合のなすべき責務は非常に大きい、これはやっぱり森林の公益的機能の發揮というものと森林組合とは密接不可避であるというやうなことも考えられますので、森林法の立場からも、また純粹に経済団体とした場合の先ほど申し上げました

ような問題点、そういうようなものを勘案いたしまして、今回の改正の際は、やはりまだ森林法のワク内にとどめておくということにいたしました。今後いろいろな問題を総合勘案してまいりたいというふうに考えておるわけであります。

○鶴岡哲夫君 若干、林野庁長官の考え方からいふ後退しちゃったですね。まあ、初めて林野庁に来て、初めて森林組合というのを勉強したものですから、どうも森林組合にとられ過ぎているですね。あるいは何というのか——初めてじゃない、営林局長やりましたな。それにしても短いや。だもんだからいまだって何かあんまりとらわれた言い方ですな。それで、何もそんなにとらわれなくていいじゃないですか。教育ママもいいところですよ。ひどいな、これなあ。だめだなこれは、そういうことじゃ。

だから私は、そうじゃなくて、それは施業案だって、施業計画だって、いままですってあんな、法律ではずしてたつて、実際はつくっておったですよ、そうでしょう。実際は森林組合をつくっておったんです、いままでも。これからもやりにやいかぬでしょう。今度はまあ法律の中に入れたとおっしゃるんですけれどもね。そんなものをつくったっていいじゃないですか。何も法律なかったつて、つくったっていいじゃないですか。それがあからぬから、森林法の中に押し込めていかなければならぬという必要はないと思いますよ。やっぱり、自主的な団体として育ててきたんだけれども、明治以来ですね。だんだんおとなになつて、その要求が出てきたんですから、ああだこうだと言っているんですよ、林野長官おっしゃるように。しょっちゅう問題になつてきているんだから、いつまでも教育ママみたいに押えて置いておくなんというようなことはやらないで、やはりもうそろそろ時期にきているところから、経済力もつけていかれるわけですから、改正になつてですね。ですから、早い機会に、できるだけすみやかな機会に持つていかれるように、まず事務局もはつきりしなきゃいかぬですから、林政部長に

言っておきますよ。

大臣もそういうつもりでひとつ御検討のほどをお願いしておきます。

以上で終わります。

○委員長（初村瀧一郎君） 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

昭和四十九年四月十五日印刷

昭和四十九年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W